

郡(郡の行政、郡長の職責)

なしと認めたるるとき郡會に代はりて議決する事、

(三) 郡長より郡會に提出する議案に付き郡長に對し意見を述べたる事、

(四) 郡會の議決したる範圍内に於て財産及營造物の管理に關し重要なる事項を議決する事、

(五) 郡費を以て支辨すべき工事の執行に關する規定を議決する事、但し法律命令中別段の規定あるものは此の限りにあらず、

(六) 郡に係る訴願、訴訟及和解に關する事項を議決する事、

及び法律命令によりて郡參事會の權限に屬する事項を議決し、或は郡の會計上出納を檢査する、郡參事會は郡長之を召集するが決して傍聽を許さざらぬ。

◎郡の行政 としては高等官である郡長が一切の行政機關となり、補助として有給の吏員即ち郡書記並に委員を置くことが出来る、以下郡吏の職務權限と處務の概要を摘載する。

◎郡長の職責 としては郡を統轄し郡を代表することは云ふ迄もないが、且つ擔當

する事務は(郡制、六六)

(イ) 郡費を以て支辨すべき事項を執行する事、

(ロ) 郡會、郡參事會の議決を経べき事件に付其議案を發すること、

(ハ) 財産及び營造物を管理する事、但し特に之が管理者あるときは其事務を監督する事、

(ニ) 收入支出を命令し及び會計を監督する事、

(ホ) 證書公文書類を保管する事、

(ヘ) 法律命令又は郡會若くは郡參事會の議決に依り使用料、手数料、郡費及夫役現品を賦課徴収する事、

を始め他の法律命令に依り郡長の職權に屬する事務を處理する、而して郡長は以上列記の事務の一部をば町村吏員に補助執行せしむることもあり又は郡吏員に代理せしむることもある、時として郡長が郡會、郡參事會の議決が公益に害あると認むるときは郡長は自己の意見に依り又は府縣知事の指揮に依り理由を示して再議に附し、又は府

郡(郡長の職責)

郡（郡書記と委員の職責、郡行政の監督、許可を要する事件）

縣知事に具狀して指揮を請ふことが出来る（六九）郡制。尙郡長は郡會の停會を命じ（七一）郡制、又郡參事會の議決すべき事項で最も急施を要するときは専決處分を爲すことが出来る（七三）郡制。

◎郡書記と委員の職責 郡書記は補助として郡長の事務に従事し出納事務を掌る、

外に委員は郡長の指揮監督を受け財産又は營造物を管理し、又は郡の行政の一部を調査し又は書記によりて郡の事務を處理す。

◎郡行政の監督 は第一次に府縣知事第二次に内務大臣で、知事又は大臣は必要に

應じて出納を検査し、又は不當の豫算があるときは之を削除することが出来る（一二）郡制。郡債を起す場合は大藏、内務の二大臣の許可を受けねばならぬ（一一五）郡制、郡會に對しては内務大臣が解散を命ずることが出来る（一二二）郡制。

◎許可を要する事件 郡長は郡に關する事務を處理する權限があるが、本來内務大臣及び府縣知事の監督を受くるものであるから、事件が稍重大なるときは其許可を受けねばならぬ（郡制一一五）即ち

(一) 學藝、美術又は歴史上貴重なる物件を賣買讓渡し又は之れが改造變更をなす事、

(二) 使用料、手数料を新設し又は變更する事、

等の事件は内務大臣の許可を要する、又

(一) 積立金穀等の設置及處分に關する事、

(二) 寄附若くは補助を爲す事、

(三) 不動産の處分に關する事、

(四) 郡の必要により夫役及び現品を賦課徴收する事、

(五) 繼續費を定め若くは之を變更する事、

(六) 特別會計を設くる事、

等の事件は府縣知事の許可を受けねばならぬ。

◎郡吏の服務規律 は府縣吏と同一て専ら法令に従ひ忠實に其職務を盡し、且つ常に指揮監督者の命令を遵守せねばならぬ、又指揮監督者の許可を受くるにあらざれば

郡（郡吏の服務規律）

郡(郡吏の服務規律)

營業を爲し、又は家族をして營業を爲さしめ若くは給料若くは報酬を受くべき他の事務を行ふことが出来ない、以て職務の内外を問はず職務を濫用し、廉耻を破り其他品位を傷ふが如き所爲を爲さしめぬ、以下列舉的に服務上の注意を必要とする事項を掲ぐる。

- (イ) 職務の内外を問はず公務に關する機密を私に他に洩らしてはならぬ、又未發の事件若くは文書を私に漏示してはならぬ、
- (ロ) 漫りに其職務の地を離れてはならぬ、
- (ハ) 其職務に關して贈與又は利益上の契約をなしてはならぬ、
- (ニ) 左に掲ぐる者と直接に關係の職務に在るものは、其者又は其者の爲めにするもの、響應を受けてはならぬ、
- (甲) 郡の爲めに工事又は物件調達の請負を爲す者、
- (乙) 郡に關する金銭の出納保管を擔當する者、
- (丙) 郡より補助金又は利益の保證を受くる起業者、

府 縣

(丁) 郡と土地物件の賣買贈與貸借若くは交換の契約を爲すもの、

(戊) 其他府縣郡より現に利益を得又は得んとする者、

是れ皆郡吏の操行、恪勤を期待せんとするもので、以て郡の行政事務並に自治上に好結果あらしむる趣旨に外ならぬ。

府縣は自治體として最上級の地位にありて管内の郡市を以て成る、故に町村民は郡民たると同時に又縣民である。而して縣は一面に於ては行政官廳たると共に、他面に於ては郡市及び町村に同じく、一の公法人とし官の監督を受けて其公共事務並に法律命令によりて定る府縣の事務を處理する機關としては知事、府縣會、府縣參事會がある。

◎府縣會の組織 府縣の人口七十萬未満は議員三十人を以て定員とし、七十萬以上百萬未満は五萬の人口を増す毎に議員一人を増し、百萬以上は七萬を増す毎に一人の議員を増す(五府縣制)、此議員の選舉人たるものは府縣内の市町村公民で、市町村會議員

府縣(府縣會の組織)

府縣(府縣會の組織)

の選舉權を有し且つ其府縣内に於て一年以來直接國税金三圓以上を納むる者とし、議員に選舉せらるるものは前記の資格を有し且つ一年以來直接國税金十圓以上を納むるものとす。

猶左に掲ぐるもの及び之を罷めたる後一箇月を経過せざる者は、府縣會議員たること能はざる規定である。

- (一) 其府縣の官吏及有給吏員、
- (二) 検事警察官吏及收税官吏、
- (三) 神官神職僧侶其他諸宗教師
- (四) 小學校教員、

其他の官吏は當選の上所屬長官の許可を得れば府縣會議員たるを得るのである、衆議院議員若しくは府縣の爲め請員を爲す者及請負を爲す法人の役員、支配人等も議員となる事が出来ぬ(府縣制)。(六) 其任期は四ヶ年であつて、名譽職として議會中と雖も旅費、辨當代、宿泊料等の實費の辨償を受くるのみである。議長は會議の秩序を保ち開閉

を宣し議場を整理する、副議長は議長事故あるときは之を代理する(府縣制)。(四七、四八)。

◎府縣會の職務權限

府縣會は公開して議決し又府縣の公益に關する事件に付き意見書を知事又は内務大臣に提出し、時としては官廳の諮問に應じて意見を答申することもあり(府縣制)。(四四、四五)、府縣吏の行政事務上に付て監督する、其議決機關として議決すべき事件は大凡左の如くである(府縣制)。(四一)。

- (一) 縣の歲出入の豫算を定むる事、
- (二) 決算報告に關する事。
- (三) 法律命令に定むるものを除く外使用料、手数料、府縣税及夫役現品の賦課徴收に關する事、
- (四) 不動産の處分並に買受、讓受到關する事、
- (五) 積立金穀等の設置及處分に關する事、
- (六) 歲入出豫算を以て定むるものを除く外新に義務の負擔を爲し及權利の拋棄を爲す事、

府縣(府縣の職務權限)

府縣(府縣參事會の組織、府縣參事會の職務權限)

(七) 財産及び營造物の管理方法を定むる事、但し法律命令中別段の規定あるものは此の限りに非らず、

等を始め其他法律命令に依り府縣會の權限に屬する事項を決議する。

◎府縣參事會の組織 府縣參事會は府縣知事、高等官二名及び名譽職參事會員(府八名縣六名)を以て組織する、其名譽職參事會員は府縣會議員中より選舉するものである。議長には知事之れに當り、知事事故あるときは高等官參事會員が議長の職務を代理する(府縣制)。

◎府縣參事會の職務權限 は大略次の如くである。

- (一) 府縣會の權限に屬する事件で其委任を受けたるものを議決すること、
- (二) 府縣會の權限に屬する事件にして臨時急施を要し、府縣知事に於て之を招集するの暇なしと認むる時府縣會に代りて議決する事、
- (三) 府縣知事より府縣會に提出する議案に付府縣知事に對し意見を述べたる事、
- (四) 府縣會の議決したる範圍内に於て財産及び營造物の管理に關し重要なる事項

を議決する事、

(五) 府縣費を以て支辨すべき工事の執行に關する規定を議決する事、但し法律命令中特別の規定あるものは此の限りにあらず、

(六) 府縣に係る訴願、訴訟及び和解に關する事項を議決する事、

(七) 其他法律命令に依り府縣參事會の權限に屬する事項等、
て外に府縣參事會は其名譽職參事會員中より委員を選舉して府縣の出納を檢査せしむることが出来る(府縣制)。

◎府縣の行政機關 是知事で外に有給の府縣吏員が補助して行政を掌る、知事は勅任官とし府縣吏員としては事務官、技師、工師、事務官補、縣視學、警視、府縣屬、技手、警部補、巡查等で、府縣知事之が監督をなし又懲戒處分を行ふことが出来る、但し其懲戒處分は二十五圓以下の過怠金を科すること、解職及び譴責の三とする(府縣制)。

◎府縣知事の職責 是其府縣を統轄し府縣を代表するもので、擔任事務の概目はか

府縣(府縣の行政機關、府縣知事の職責)

府縣(府縣知事の職責)

うである。

- (一) 府縣費を以て支辨すべき事件を執行する事、
 - (二) 府縣會及府縣參事會の議決を経べき事件に付き其議案を發する事、
 - (三) 財産及び營造物を管理する事、但し特に之れが管理者あるときは其事務を監督する事
 - (四) 收入支出を命令し及び會計を監督する事、
 - (五) 證書及び公文書類を保管する事、
 - (六) 法律命令又は府縣會、若しくは府縣參事會の議決に因り使用料、手数料、府縣税及び夫役現品を賦課徴收する事、
 - (七) 其他法律命令に依り府縣知事の職權に關する事項、
- 等て(府縣制)、府縣會若しくは府縣參事會の議決が公益に害があるとか、府縣の收支に關して不適當の議決を爲したるときは事由を陳べて再議に附し、又内務大臣の指揮を請ふのである(府縣制)。

◎府縣の財務 としては先づ府縣税を徴收し及び使用料、手数料を徴收して府縣の負擔に係る費用を支辨する、尙夫役現品の賦課をなすことも出来る等市町村と同一である、府縣税の徴收に付ては國稅徴收の例に倣ふ(各關係事)。

◎府縣行政の監督 府縣の行政は内務大臣が之を監督する、故に内務大臣は府縣行政が法律命令に背戾せざるや又は公益を害せざるや否やを監視し、之れが爲めには行政事務上の報告を爲さしめ、又は實地に就きて事務を視察し出納を檢閲することもある。且つ監督上必要なる命令を發し處分を爲すの權を有して居る(府縣制)。斯くの如く内務大臣の監督權は直接府縣知事に對するが、尙縣會に對しても勅裁を経て解散を命ずることも出来る(府縣制)。

◎許可を要する事件 府縣行政は内務大臣の監督を要するから、豫め事前に許可を得て之れを爲すを得せしむるは監督の實を擧ぐるものであるから、左に掲ぐる事件は重要なるものとして豫め内務大臣並に大藏大臣の許可を受けしむる、

- (一) 内務大臣の許可を要する事件、

府縣(府縣の財務、府縣行政の監督、許可を要する事件)

府縣(許可を要する事件)

- (イ) 學藝美術又は歴史上貴重なる物件を處分し若くは重大なる變更を爲す事、
- (ロ) 使用料、手数料を新設し増額し又は變更する事、
- (ハ) 寄附若くは補助を爲す事、
- (ニ) 不動産の處分に關する事、
- (ホ) 必要に依り夫役現品を賦課する事、但し急迫の場合は此の限りに非らず、
- (ヘ) 繼續費を定め若くは變更すること、
- (ト) 特別會計を設くる事、
- (二) 内務大臣及び大藏大臣の許可を要する事件、
- (イ) 府縣債を起し並に起債の方法利息の定率及償還の方法を定め若くは變更する事、但し一時の借入金は此の限にあらざ、
- (ロ) 地租三分の一を超過する附加税を賦課する事、但し法律命令中別段の規定ある場合は此の限にあらざ、
- (ハ) 法律命令の規定に依り官廳より下渡す歩合金に對し支出金額を定むる事、

等であるが主務大臣は時としては許可申請の趣旨に反せずと認むる範圍内に於て更正の上許可を與ふることもある(府縣一三三三)。

◎市町村制、府縣郡制上の書式 是其數々百千に達するので一々茲に列示せぬが、

大抵一定の書式なく、唯其趣旨が明かなれば宜しい、左に重要なものを掲ぐる。

◎町村の合併(廢置分合)處分の申請書式

町村合併處分ノ申請

郡町村長 氏

名

申請ノ要旨

何郡何町村ト何町村トヲ併合スルノ處分ヲ請フコト

理由

何郡何町村ハ縣ノ東北部ニ位シ南北何里東北何里面積何々坪ニシテ三面山ヲ負ヒ僅カニ南方ノ一部ノミ平地ニ接續スル地域ニテ人口何千何百戸數何百ニ過ギザル小町村ナリ町村ノ地理以上ノ如キヲ以テ交通ノ便ヲ缺キ富ノ程度亦至テ低クキハ添附ノ別紙調書ノ通りニ候然リト雖モ國家財政ノ膨脹ト上級自治體ノ財政ノ膨脹ニ伴ヒ本町村ノ負擔モ著シク擴大セラレ且ツ社會ノ進歩ニ隨ヒ衛生教育勸業土木水利等ノ施設上町村ノ負擔年々多キヲ加ヘ我が町村費ノ増加ノ如キモ亦驚クバカリニテ之ヲ町村民ノ收入ニ比較スレバ實ニ別表ノ如ク過重ナルモノニ候是レ我が町村ノ自治上怨諸ニ付スベカラザルコトニ屬シ爾來數年間此ノ狀態ヲ以テ繼續センカ町村民ノ疲弊ヲ來シ

府縣(市町村制、府縣郡制上の書式、町村の合併(廢置分合)處分の申請書式)

府縣(府縣稅(町村)賦課に對する異議申立書式)

其負擔力ハ全ク消耗セントス茲ニ於テカ我ガ町村民有志相謀リテ殖産興業ヲ圖リシモ前陳ノ如キ地勢ナルカ爲好成績ヲ舉クル能ハズ然ルニ本町村ノ南部ニ位セルニ何々町村ハ東西何里南北何里人口幾何戸數幾百有之地理ハ相近接シ町村民ノ風俗習慣生業等略ボ同一ニシテ且町村財政上我ガ町村ト同一ノ傾向アリ今ニ於テ此ノ二ヶ町村ヲ合併センカ獨リ兩町村ノ利益ノミナラズ監督上亦頗ル便宜ニ屬シ合併統一ニ適スルモノト謂ハザルベカラズ幸ニシテ兩町村合併スルコトヲ得ンカ一町村トナリテ法律上並ニ公益上ノ負擔ニ堪ヘ諸般ノ設備計畫ヲ遂行スルヲ得テ始メテ自治制ノ美果ヲ收ムルニ足ルベシ即チ右兩町村會ノ議決ニ因リ兩町村合併ノ處分ヲ請フ爲メニ茲ニ此申請ヲ爲ス儀ニ有之候仍テ關係町村會及ビ郡參事會ノ意見ヲ徵セラレ府縣參事會へ御提案ノ御處分相成度別紙各種ノ調書相添ヘ此段申請候也

年月日

右 何郡何町(村)長 氏

名

府縣知事氏

名殿

是れ町村合併に關する申請で、素より想像の意見であるから實際は更に具體的に調査したる材料を掲ぐべきである。其他町村の廢置又は分離の場合に於ても亦以上の式に準じて適宜に其理由を陳べるが宜い、此申請を容るると否とは勿論知事の自由であることを忘れてはならぬ。

◎府縣稅(町村)賦課に對する異議申立書式(府縣制)。

府縣(町村)稅賦課ニ對スル異議申立書

府縣都市區町村番地平民(士族)職業
當時府縣郡町村番地何某方

異議申立人 氏

名

申立ノ要旨

右異議申立人ハ何年何月何日何市町村長ヨリ何年何月何日附何年度縣稅戶數割第何期何々ノ徵稅傳令書ノ交付ヲ受ケタリ然レモ此ノ賦課ハ違法ナリト信スルヲ以テ其取消ヲ求ムル爲メ府縣制第百十五條ニ依リ茲ニ異議ノ申立ヲ爲ス

理由

右異議申立人ハ右何府縣何都市區町村何番地某方ニ滞在シツツアルハ事實ナルモ是レ職務上ノ都合ニ依リ毎月幾何ノ賄料ヲ支辨シ右某方ニ滞在スルモノニシテ右某ト隨テ異ニシテ居テ占ムルモノニアラズ蓋シ戸數割ハ戸主戶族本籍寄留ヲ問ハズト雖モ毎戶ノ現住者即チ隨テ異ニシテ居テ占ムル者ニ賦課スルモノニシテ申立人ノ如ク賄料ヲ支辨シ他人方ニ滞在スルニ止ル者ニ賦課スベキモノニアラス故ニ本件戸數割ノ賦課ハ全ク違法タルヲ免レス

要求

右申立人ニ對スル何年何月何日何々市區町村長ノ爲シタル何年度縣稅戶數割第何期金何圓ノ賦課ハ取消ストノ決定ヲ求ム

證據書類

府縣(府縣(町村)稅賦課に對する異議申立書式)

府縣(府縣稅賦課に關する府縣參事會の決定に對する行政の訴訟の訴狀書式)

一何々

一何々

一何々

年月日

府縣知事氏

名殿

右 異議申立人 氏

名印

此異議の申立に對して府縣參事會は決定を爲す、而して此の決定が何等かの理由により、異議申立人の要求を容れぬときは更に行政訴訟を提起するの順序となる(府縣制)、左に其訟狀を掲ぐ。

◎府縣稅賦課に關する府縣參事會の決定に對する行政訴訟の訴狀書式

府縣稅賦課ニ關スル府縣參事會ノ決定ニ對スル行政訴訟ノ訴狀

府縣都市區町村番地平民(士族)

職業

原告 氏

名

住所地ヨリ行政裁判所迄何里

何府縣參事會何府縣知事

被告 氏

名

一定ノ甲立

何年何月何日被告が原告ノ府縣稅賦課ニ關スル異議申立ニ對シタル決定及び何年何月何日市區町村長が原告ニ對シタル何年何月何日附何年度府縣稅戶數割金何圓ノ賦課ハ之ヲ取消ス 訴訟費用ハ被告ノ負擔タルヘシトノ判決ヲ求ム

事實

右原告ハ何年何月何日何市區町村長ヨリ何年度縣稅戶數割第何期金何圓何拾錢賦課ノ徵稅傳令書ノ交付ヲ受ケタリ然レドモ此ノ賦課ハ違法ト信ズルヲ以テ何年何月何日被告ニ對シ異議ノ申立ヲ爲シタルニ被告ハ何年何月何日原告ノ異議申立相立タサル者ノ決定ヲ爲シタリ而シテ此決定モ亦素ヨリ原告ノ服スルコト能ハサルヲ以テ之ガ取消及ビ右府縣稅ノ賦課取消ヲ求ムル爲メ府縣制第百十五條ニ依リ茲ニ本訴ヲ提起ス

理由

(前掲異議申立書ノ如ク記述スルガ宜イ)

立證

一何々ヲ以テ立證ス

裁決書交付ノ年月日

被告何府縣參事會ヨリ原告カ決定書ノ交付ヲ受ケタルハ何年何月何日ナリ

年月日

行政裁判所長官氏

名殿

右原告 氏

名

府縣(府縣稅賦課に關する府縣參事會決定に對する行政訴訟の訴狀)

公共組合

公共組合は一定の資格を有するものを以て組織するもので、其目的とする所は公の行政を行ひ、且つ専ら組合員の利益を圖ると同時に公益上に資する、故に此公共組合は公法上の人格を有し權利義務の主體となる。

◎公共組合の種類 には三つある、即ち強制組合、半強制組合、任意組合の三とする、其強制組合とは國家が強制して組合員たらしむるもので、一定の資格を具備するものは當然組合員となるものである、任意組合は當事者の任意を以て組織するもので、半強制組合は兩者の中間に位置する者で、國家が一定の標準を定めて組合なるべきものを定め、該資格あるものの協議によりて組合を設立したるとき之れを認可するもので、一旦其組合が設立せられたる以上は當然組合員として加入せねばならぬものである。以下其重なるものに就て概説しやう。

◎水利組合 は分ちて普通水利組合と水害豫防組合の二とするが、前者は灌漑排水

に關し後者は水害を豫防する爲めて、共に組合事業の利益を受くる地區を組合の區域内とし、該區域内に土地、家屋、工作物等を所有する者を以て組合員とする、始めは創立委員が組規約案を調製し關係者の總會議に付し、府縣知事の許可を請ふべきである、規約によりて時々會議を開き、組合の管理者は一切の事務を處理し組合費の徵收、財産の管理の任に當る、此水利組合は郡長、府縣知事、内務大臣と順を追ふて其監督を受くる。

◎商業會議所 は市の區域に因りて設けらるるもので、農商務大臣の認可を受けて成立する、其事務權限は、

- (一) 商業の發達を圖るに必要な方案を調査する事、
- (二) 商業に關する法規の制定、改廢、施行に關し意見を行政廳に開申し、及び商業の利害に關する意見を表示する事、
- (三) 商業に關する事項に關し行政廳の諮問に應ずる事、
- (四) 商業の狀況及統計を調査發表する事、

公共組合（商業會議所）

- (五) 商工業者の委嘱により商工業に關する事項を調査し又は商品の産地價格等を證明する事、
 - (六) 官廳の命により商工業に關する鑑定人又は參考人を推薦する事、
 - (七) 關係人の請求により商工業に關する紛議を仲裁する事、
 - (八) 農商務大臣の認可を受け商工業に關する營造物を設立し（商業學校、研究所等）又は管理し、其他商工業の發達を圖るに必要な施設を爲す事、
- 等て此他商工業の調査、報告等の職責がある、而して此商業會議所は該區域内に居住する者の内一定の資格あるものを選擧人とし、此の選擧人より選擧せられたるものを以て商業會議所議員とし前掲の權限を行はしむる、定員は五十人とし特別議員として市内に住居する有力者、辨護士等少くも年齢は三十歳以上で商工業に關する學術、技藝、又は經驗あるものを命ずることが出来る、勿論府縣知事が職權を以て命ずる所て其員數は定員の五分の一を超へざる範圍とする。議員は無給で任期は四ヶ年で二ヶ年毎に半數改選を爲す、役員としては會頭、副會頭各一人とし外に書記長一人、書記若

千名を置きて一切の事務を掌る、其經費は總べて商業會議所議員を選擧し得るものより之を徵收することになつて居る（商業會議所法）

◎産業組合 は組合員の産業又は經濟の發達を圖るべき社団法人で有限責任、無限責任、保證責任の三つがある。種類を分ちて左の四とする（産業組合法一）

- (一) 信用組合 は組合員に産業上必要な資金を貸付け、及び其貯金上の便宜を計る、
- (二) 販賣組合 は組合員の生産したる物に加工し又は加工せずして之を賣却する、
- (三) 購買組合 は産業又は生計に必要な物を購買して之を組合員に賣却する、
- (四) 生産組合 は組合員の生産したる物に加工し、又は組合員をして産業に必要な物を使用せしむる、

而して産業組合は素より營利的の事業として成り立つものにあらず、産業の發達と公共の利益上より設立せらるるの之に所得税及び營業税を課さぬ（組合法六）、但し登記をす

公共組合（産業組合）

公共組合（産業組合の設立、産業組合設立登記申請書式）

るときは營利を目的とせない法團法人と同一の登録税を納めねばならぬ。

◎産業組合の設立 手續としては必ず七人以上の設立者を要すとしてある、先づ定款を作り次で登記を終ふると同時に、組合員名簿を主たる事務所所在地を管轄する裁判所に差出さねばならぬ、其の組合員は組合の区域内に居住し、一口以上出資したるものとする。役員には理事及幹事を挙げ一切の事務、組合費の徴收上の事より組合の擴張等萬般の事を處理する。理事の任期は三箇年、監事は一ケ年とし府縣知事、郡長の監督を受くる、左に登記申請書を掲ぐる。

◎産業組合設立登記申請書式

- 産業組合設立登記申請
- 一名稱 何々無限責任信用組合(又ハ……組合)
- 一事務所 何都市區何町村何番地
- 一目的 組合員ニ産業ニ必要ナル資金ヲ貸付ケ及ビ貯金ノ便宜ヲ得セシムルコト
- 一組織 無限責任
- 一出資 一口ノ金額及ビ其拂込方法

- 一口ノ金額金何圓 何々方法ニ由リ拂込
- 一存立時期又ハ解散ノ事由 何年何月何日又ハ組合員全員ノ決議ヲ以テ解散ス
- 一設立許可ノ年月日 何年何月何日
- 一理事及ビ監事ノ氏名、住所

何府縣何都市區町村何番地
 同 上
 理事 氏 名
 監事 氏 名

- 一登記ノ目的 産業組合設立登記
- 一登録税 金何圓
- 一添付書類
- 一許可書 壹通
- 一組合員名簿 壹冊

右登記相成度申請候也

府縣都市區町村番地
 何々信用組合
 年月日
 公共組合（産業組合設立登記申請書式）
 理事 氏 名

公共組合（産業組合登記變更申請書式）

理事 氏
理事 氏
監事 氏

名
名
名

區裁判所（出張所）御中

◎産業組合登記變更申請書式

産業組合登記變更申請

一名稱 何々無限責任信用組合

一事務所 何郡市區何町村何番地

一登記ノ目的 理事變更登記

一登記ノ事由 理事氏名ハ何年何月何日辭任ヲ爲シタルニ付登記ヲ求ムルニ在リ

一登録稅 金何圓

一添付書類

一理事ノ辭任ヲ證スル書面

一委任狀

右登記相成度申請候也

年月日

府縣郡市區町村番地

◎産業組合解散登記申請書式

産業組合解散登記申請

一登記原因及其日付 何年何月何日存立時期滿了（又ハ組合員ノ決議）

一登記ノ目的 何々無限責任信用組合解散登記

一登録稅 金何圓

一添付書類

一解散事由ヲ證スル書面 壹通

右登記相成度申請候也

公共組合（産業組合解散登記申請書式）

申請人 何々信用組合

右理事 氏 名

右理事 氏 名

右代理人 氏 名

府縣郡市區町村番地

府縣郡市區町村番地

府縣郡市區町村番地

區裁判所（出張所）御中

公共組合（耕地整理組合）

府縣都市區町村番地

元何々信用組合

年月日

府縣都市區町村番地

元理事 請

算

人

申請人 氏

名

區裁判所（出張所）御中

以上の書式は他の組合にも準用せらる。

◎耕地整理組合

とは農業上土地の利用を増進する爲めに、土地の交換、分合、開墾、地目變換、其他區劃形狀の變更若くは道路、提塘、畦畔、溝渠等の變更廢置又は之に伴ふ灌溉排水に關する設備又は工事等を爲すを以て主たる目的として設置せらるる組合で、其耕地の整理施行地を以て區域とし、該區域内に土地を所有するものを組合員とする、但し左に掲ぐる土地は耕地整理組合の地區に編入することが出來ぬ。

- (一) 御料地、國有地、
- (二) 官の用に供する土地、
- (三) 府縣、郡、市町村其他勅令を以て指定する公共團體の公用又は公共の用に供する土地、

する土地、

- (四) 名稱地、舊蹟地、
- (五) 古墳墓地、墳墓地、
- (六) 社寺境内地、
- (七) 鐵道用地、
- (八) 建物ある宅地、

而して耕地組合の設置に要する手續は其組合の地區たるべき區域内の土地所有者二分の一以上で、其區域内の土地の總面積及び總地價の各三分の二以上に當る土地所有者の同意を要し、且つ府縣知事の認可を受けねばならぬ、認可後は郡長、府縣知事、農商務大臣の監督を受け、組合長が一切の事務を管理し、又組合會員に對して五十圓以下の罰金に處することが出来る、組合の會議、解散、財産の管理等は一般の組合と同様の例に倣ふものとする（耕地整理法及）。

◎重要物産同業組合

は生絲、織物、水晶、花菱其他各地方に於て産出する重要物

公共組合（重要物産同業組合）

公共組合（重要物産同業組合）

産の生産、製造又は販賣するものを以て組織し、組合員一致共同して営業上の弊害を矯正し其利益を増進するを以て目的とする。其設置手續は豫め其地區を定め其地區内の同業者三分の二以上の同意を得て創立總會を開き、定款を議定して農商務大臣の認可を受けねばならぬ、此の同業組合が二箇以上相互の氣脈を通じて其目的を達する爲めに同業組合聯合會を設けることも出来る、共に其目的以外に涉りて營利的事業を爲すことは嚴禁せられて居る。役員は組長一名、副組長若干名、評議員若干名とする、此の組合が平時に於ける職責は検査規定に基きて、組合員の營業品を検査し規定に違約したる者に對して、過怠金を徴し又は違約物品を沒收することが出来る。組合の區域内に居住する同業者は必ず其組合に加入すべく、又組合は建議を爲すことを得ると同時に行政廳の諮問に應ぜねばならぬ。斯く組合は營業上の利益を増し種々の弊害を除去せんとする目的の下に設置せらるるものであるから、若し其同業組合又は同業組合聯合會の證票検査證を營業品に偽はりて附したる者、又は偽造變造の證票若しくは検査證を營業品に附したる者は、十五日以上六ヶ月以下の懲役又は十圓以

上百圓以下の罰金に處することとし、組合の信用を高めんとして居る。因みに此の同業組合は夫の重要輸出品同業組合を改定したものである。組合は始め發起の認可を府縣知事に申請し更に設立の認可を農商務大臣に申請する順序で、該定款には左の事項を記載することになつて居る。

- (一) 目的及び業務、
- (二) 名稱及び事務所の位置、
- (三) 組合の地區及び營業の種類、但し聯合會に在りては之を組織する組合の名稱、
- (四) 加入及び脱退に関する規定、
- (五) 組合員又は聯合會を組織する組合の權利義務、
- (六) 役員資格、權限及び其選任並に解任に関する規定、
- (七) 會議に関する規定、
- (八) 會計に関する規定、

公共組合（重要物産同業組合）

公共組合（産牛馬組合）

(九) 違約者の處分に關する規定、

(十) 定款の變更に關する規定、

(十一) 解散に關する規定、

(十二) 營業品の検査又は仲裁判断若くは調停を爲さんとする時は之に關する規定、

以上の定款は認可の申請書と共に農商務大臣に差出すべく、定款の變更を爲すときも亦認可の申請を爲さねばならぬ（理由書添付のこと）。組合が解散するときは組長、副組長が清算人となり、清算終了したときは府縣知事に届出づるのである（重要物産同業組合法）

◎産牛馬組合 是牛又は馬の生産に従事するものを以て組合員とし、重に一郡市を以て一區域とし専ら牛馬の改良と組合員共同の利益を圖る。故に監督官廳の命によりて種牛馬の供給若しくは牛馬の系統登録を爲し又は糶賣場を設けることがある、有名なる信濃の木曾、福島、白河、下野の那須、飛彈の郡上等の馬市は皆人の知る所であるが皆組合の事業である。本組合に付ては前記同業組合の規定を準用するが、同業組合中農商務大臣に關する職務は府縣知事之れを行ふことになつて居る（産牛馬組合法）。

◎漁業組合 濱、浦、漁村其他漁業者の部落たる一定地區に住所を有する漁業者を以て組織する、但し濱浦漁村の區域に依り難いときは、市町村又は之れに準すべき地區に於て定むるのである。目的は營利を本位とし水産動植物の採捕又は養殖を業とする者及び漁業權を有する者の利益を圖るにある、故に府縣知事の認可を受けて創立總會を開き、次て設置の認可を申請すべく、役員としては理事、監事を設けて事務を管理せしむる、組合の特殊の權限は漁業權の享有及び行使に付き權利を有し義務を負つてである。併し自ら組合自身は決して漁業を營むことが出来ない、従つて組合が其地先水面の専用免許を受けたるときは、組合規約の定めてあるところに従ひ其組合員をして漁業を爲さしめねばならぬ。郡長、府縣知事、農商務大臣の監督を受けて管理、會計、解散等の各場合に於て遺算なきを期して居る、理事、監事、清算人は官廳又は總會に對し、不實の陳述を爲し又は報告を爲さぬときなどは二十五圓以下の罰金に處せらる、組合の規約として左記の事項を記載せねばならぬ。

(一) 目的、

公共組合（漁業組合）

公共組合（水産組合）

- (一) 名稱、地區及事務所の位置、
- (二) 組合員の加入及脱退に關する規定、
- (三) 役員に關する規定、
- (四) 會議に關する規定、
- (五) 會計に關する規定、
- (六) 漁業權の享有、行使及び之に對する組合員の漁業に關する規定、
- (七) 違約者處分に關する規定、
- (八) 組合の目的を達する爲め必要なる施設を爲さむとするときは之に關する規定、
- (九) 存立時期又は解散の事由を定めたるときは其時期又は其事由、
- (十) 以上の規約に基いて理事は其任に當るが、若しも他人に損害を加へたるときは組合が其損害を賠償せねばならぬ（漁業組）。

◎水産組合 は漁業法並に同業組合法施行規則等を準用するもので、専ら水産動物

物の製造若くは販賣を業とする者又は漁業者が水産業の改良、發達及び水産動物の蕃殖、保護、其他水産業に關し共同の利益を圖る爲めに設置するものである。故に性質上漁業組合の如く漁業權を享有行使することが出來ぬ（水産組合規則四）、此水産組合は聯合會を組織することも出來るが、均しく地方長官及び農商務大臣の監督を受くるのである（水産組規則）。

◎外國領海水産組合 は條約又は許可に依り外國領海に於ける水産動物の採捕及び其製造又は販賣を業とする帝國臣民が設置するもので、組合の地區は利害の關係する營業區域又は住所區域を以て定むる。而して其設置手續は其區域内に於ける同業者三分の二以上の同意を得て創立總會を開き、先づ定款を議定し、外務、農商務兩大臣の認可を受けねばならぬ、而して該區域内に於ける同業者は必ず加入する義務を負ふ。（即ち營業上特別の情況により外務大臣、農商務大臣から加入の必要なしと認められたる者を除く）若も故なく加入しない者は千圓以下の過料に處せらるる、此組合も矢張り同業組合の規定を準用し同法中農商務大臣に屬する權限は外務大臣及び農商務大

公共組合（外國領海水産組合）

公共組合（酒造組合）

臣が之を行ふのである。現に朝鮮海漁業者に對しては去明治三十五年十二月十八日付を以て該組合の設置を認可した、即ち名稱を朝鮮海水産組合と稱し、區域を韓國沿海としてある。尙一つは明治四十一年十二月十一日を以て設置の認可を爲したるもので夫の露領沿海州に於て水産動植物の採捕製造又は販賣を業とする露領沿海州水産組合である（外國領海水産組合規則）。

◎酒造組合 一稅務署管内を一區域とし、該區域内に於て清酒、濁酒、白酒、味淋又は焼酎を製造する者を以て設置する組合で、組合員相互に協同一致して營業上の弊害を矯正し信用を保持するを以て目的とする、設置認可後は該區域内にある同業者は必らず加入するの義務がある。更に組合の目的を達する爲めに酒造組合聯合會を組織することも出来る、共に府縣知事及び稅務監督局長の監督を受け、組合長以下諸種の事務を掌理する、若も組合の決議又は役員が行爲が法令又は組合の定款規定に違背し又は公益を害するものと認めらるるときは、其決議を取消し又は其行爲を制止し、役員の変更又は組合の解散を命ぜらるることになる。因みに該組合定款には左の事項

を記載せねばならぬ。

- (一) 名稱、
- (二) 區域、
- (三) 酒類、
- (四) 事務所の所在地、
- (五) 事業、
- (六) 役員の權限及び其選任、解任に關する規定、
- (七) 總會召集の方法、
- (八) 會議の方法、
- (九) 經費の負擔及其徵收方法、
- (十) 定款違反者處分の方法、
- (十一) 定款の變更に關する手續、
- (十二) 酒類製造者の造石稅納付を擔保する場合に於ける決議方法、
- (十三) 公共組合（酒造組合）

公共組合（茶業組合）

(十三) 酒造税法施行規則第三十一條第一項の通知を受けたる場合に於ける處分方法、

(十四) 加入及び脱退に関する規定、

(十五) 解散に関する規定、

尤も定款には前記の事項以外酒造組合又は酒造組合聯合會に於て必要とする事項を記載することが出来る。而して酒造組合聯合會が二府縣以上に跨るときは地方長官に屬する事務は大藏大臣が之を行ふのである(酒造組)。

◎茶業組合 は茶を製造して販賣し又は茶園を所有し茶生葉を販賣する者、及び生葉若くは製茶を仲買又は販賣する茶業者が、其製造を精良にし販路を擴張し賣買を正確ならしむる爲めに設置せらるるもので、同組合区域内の茶業者は必ず加入の義務がある、茶業組合は組合相互の氣脈を通ずる爲めは聯合會議所を設け、更に外國貿易の發展を圖る爲めに中央會議所を設くる。而して組合及び聯合會議所は府縣知事の認可を受け、中央會議所において農商務大臣の認可を受けて設置すべきものである。

役員としては組合に組長及び委員を置き、聯合會議所には會頭、副會頭を、中央會議所には會頭、副會頭及び理事各一名評議員五名乃至七名を置きて各自其所定の事務を掌理するのである。規約は三者各多少の異同がある即ち左の通り(茶業組合規則)。

(イ) 茶業組合同規約事項、

(一) 組合の位置、

(二) 組合員の證票、

(三) 粗悪不正茶取締の方法、

(四) 役員選舉の方法、

(五) 組合入退者取扱の方法、

(六) 違約者處分の方法、

(七) 經費賦課徴収支出の方法、

(八) 其他組合の情况による必要なる條件、

(ロ) 茶業組合聯合會議所規約事項、

公共組合（茶業組合）

公共組合（茶業組合）

- (一) 聯合會議所の位置、
- (二) 製茶を改良し販路を擴張する方法、
- (三) 製造及び販賣上の弊害を矯正する方法、
- (四) 部下の組合に關する事務を處辨し及び紛擾を仲裁する方法、
- (五) 聯合會議々員及び役員選舉の方法、
- (六) 聯合會議に關する規程、
- (七) 違約者處分の方法、
- (八) 經費、賦課、徵收、支出の方法、
- (九) 其他地方の情況により必要なる條件、
- (ハ) 茶業組合中央會議所規約事項、
- (一) 中央會議所の位置、
- (二) 製茶外國貿易の發展を圖る方法、
- (三) 内外茶業の實況を調査し及び之を報告する方法、

公共組合（茶業組合）

- (四) 中央會議々員及び役員選舉の方法、
 - (五) 中央會議に關する規程、
 - (六) 經費、賦課、徵收、支出の方法、
 - (七) 其他中央會議に於て必要と認めたる條件、
- 若し同業者が組合に加入せず或は組合員が組合の名義を以て營利事業を爲し、若くは組合又は聯合會議所が府縣知事の認可を得ずして規約を定めたるるときなどは、貳圓以上貳拾五圓以下の罰金に處せらる。而して茶業組合は茶業者の利益を圖ること前記の如くであるが、茶業が未だ發達せない地方に於ては該組合を設置する程の必要もないから、其府縣に限り茶業組合規則を施行せないことが出来る、即ち栃木、新潟、千葉、愛知、福井、富山、鳥取、島根、廣島、山口、徳島、大分、佐賀の各縣及び北海道には茶業組合を設置せないのは之れが爲めである。尤も臺灣には臺灣茶業取締規則があつて、烏龍茶、包種茶其他輸出茶を生産製造販賣する爲めに特別なる組合を設けて斯業の發展を圖つて居る。其臺灣に於ける組合は地方長官を經由して臺灣總督の認

公共組合（茶業組合）

可を受くる、其規約は左の如き事項である。

- (一) 組合員の證票に關する事項、
- (二) 粗悪茶及び不正茶取締に關する事項、
- (三) 製茶の改良及販路擴張に關する事項、
- (四) 製造及び販賣上の弊害矯正に關する事項、
- (五) 取引上の紛議仲裁に關する事項、
- (六) 會議に關する事項、
- (七) 役員選舉の方法及び任期に關する事項、
- (八) 設員の職務及び其權限に關する事項、
- (九) 違約者處分に關する事項、
- (十) 經費、賦課、徵收及支出に關する事項、
- (十一) 其他必要なる條件、

尤も臺灣總督が必要と認むるときは規約の變更又は追加を命ずることになつて居る。

◎森林組合

は營利を目的とせない社團法人で、府縣知事及び農商務大臣の監督を受け、一定の地區内に於て森林を所有するものは組合員とならねばならぬ。而して如何なる場合に設置すべきかと云ふに、大抵左の如き場合の一に該當したる時に設置せらる、

- (一) 國土保安の爲め或は森林の荒廢を防止し若くは荒廢せる森林を回復する爲め必要なるとき、
 - (二) 森林が所有者を異にし協同して施業を爲すにあらざれば其利用の目的を達するに困難なるとき、
 - (三) 森林産物の運搬に必要な工事爲し又は之を維持する爲め必要なるとき、
 - (四) 森林の危害防止に就き關係者の協同を必要とするとき、
- 而して森林組合は必ず登記せねばならぬ、定款には普通の條件を掲ぐるは勿論であるが更に、

- (一) 役員に關する規定、

公共組合（森林組合）

公共組合（衛生組合）

- (一) 會議に關する規定、
- (二) 組合員の議決權に關する規定、
- (三) 財産の管理又は處分の方法を定めたるときは其の方法、
- (四) 組合員の義務に違反せる場合に於ける違約金に關する規定を定めたるときは其規定、
- (五) 森林の主伐收益を爲す組合にありては立竹木の權利及び産物の處分並に收益分配に關する規定。

等を記載せねばならぬ。役員としては理事と監事とを置いて一切の事務を處理せしむるが、役員の權限、組合員の權利、義務、解散等は略ぼ他の各組合の規定と同様であると云ふても差向へが無い。只だ定款の變更、事務所の移轉、理事、監事の變更等に付て必ず登記すべき點は他の組合に比して特例とする所である（森林組合）

◎衛生組合 是傳染病豫防上、市區町村又は大字を一區域として同區域内に居住するもの、及び土地家屋を有するものは必ず加入せねばならぬ。組合員は常に清潔法を

守り相互に傳染病患者の發見、豫防に力め組合長は、其筋よりの命令に遵守して防疫の實を擧ぐる、役員は組合長、副組合長、理事、委員等ありて諸般の事務を執行する總會、臨時會と通常會の二つとし専ら衛生上の施爲に失態なからしめんとして居るのである。

◎農會 是農事の改良發達を圖る爲めに設立せらるるもので、農商務大臣は府縣北海道を通じ各一ヶ年四千圓以下の補助金を交付することがある（農會法四）。併しながら壹ヶ年十五萬圓以上の金額を補助金として國庫より支出することが出来ない（農會法五）、各農會には會長、副會長各一名と幹事、評議員若干名があつて會務を處理する。

◎農會の種類 是市町村農會、郡農會、北海道農會及び府縣農會の三とし、何れも法人として營利事業を爲すことが出来ない（農會令一）。而して市町村農會は市町村の區域に依り郡農會は郡の區域により北海道農會、府縣農會は各其區域に依り、市町村農會は其市町村内に於て耕地、牧場又は原野を所有するもの及び農業に従事するものを以て組織する。次に郡農會は其區域内の町村農會を以て組織し、府縣農會又は北海道農會

公共組合（農會、農會の種類）

公共組合（農會の種類）

は其区域内の郡農會及び市農會を以て組織するは勿論である（農會令三）。總べて農會の會則には左の事項を掲げねばならぬのである（農會令九）。

- (一) 名稱並に之れを組織する郡農會、市町農會の名、
- (二) 事業、
- (三) 事務所、
- (四) 役員の職務権限、選任、解任及任期に關する規定、
- (五) 會議に關する規定、
- (六) 會費の分賦、徴收に關する規定、
- (七) 財産に關する規定、
- (八) 處務及び會計に關する規定、
- (九) 會則の變更に關する規定、
- (十) 解散に關する規定、

以上の外便宜土地の情况に因りて必要なる條件を掲ぐる事が出来るが、一旦定め

たる會則を變更するときは必ず行政廳の認可を受けねばならぬ、否らずんば變更したる効力がない。

◎農會の事業 としては農産の改良増殖を圖る一切の行爲であるが、就中左の事項は特に重きを置きて努力すべきであるが、地方によりて多少斟酌する。

- (イ) 米麥種子の鹽水撰、
- (ロ) 麥黑穗の豫防、
- (ハ) 短冊形共同苗代、
- (ニ) 通し苗代の廢止、
- (ホ) 稻苗の正條植、
- (ヘ) 重要作物、果樹、蠶種良種の繁殖、
- (ト) 良種牧草の栽培、
- (チ) 夏秋蠶用に桑園の特設、
- (リ) 推肥の改良、

公共組合（農會の事業）

公共組合（民法上の組合）

- (ヌ) 良種農具の普及、
- (ル) 牛馬耕の實施、
- (ヲ) 家禽の飼養、
- (ワ) 耕地整理の施行、
- (カ) 産業組合の設立、

尙農會は農事に關する事項を調査せねばならぬこともある。而して各農會は市町村、郡、縣の自治團體と相並びて其事務を處理して居るから、別に詳説するの必要が無い、以上は公法上の組合であるが、説明の序であるから、以下民法上の組合を述べやう。

◎民法上の組合 各當事者が出資して共同の事業を營むものである(六六七)、從て其當事者即ち組合員の出資したる金額は共通の利益に用ひられ組合の財産となり組合員全員の共有となることは云ふ迄も無い、故に其出資は合名會社、合資會社の如く勞務、又は有價の財産(金銭以外)を以てすることも出来る。既に一旦成立したる以上

は組合員は其出資の割合に應じて組合の損失を負擔し又は利益の配當を受くる。勿論組合員の權利は組合財産の共有、業務の執行及び利益の配當を受くることにある。尤も民法上の組合は法人に非ず、組合として人格がないから各組合員が一切の權利義務の主體となり各平等に義務を負ふのである(民四二七)。始め組合を成立せしめんとする時は組合契約書を作り該契約書には組合の住所、職業、氏名組合の業務、名稱、事務所、組合員の出資額、業務執行の規定、計算に關する規定、解散に關する規定等を掲げねばならぬ。

◎組合の終了 は組合員の一人又は數人が其組合より脱退したるときは茲に組合員たるの權利義務を失ふが、若し一人となつたときは絶対に消滅する、其外組合員の死亡、破産、禁治産者及び除名せられたるときは其組合員は脱退することになる、組合員中脱退しやうとするものは左に掲ぐる通知書を組合員に發送すると云ふ手續を忘れてはならぬ(七八)。

◎組合脱退通知書式

公共組合（組合の終了、組合脱退通知書式）

公共組合（組合の解散、組合解散請求の訴書式）

組合脱退通知書

拙者儀貴下等ト相約シ候何年月何日ノ組合契約ニ因リ何々組合員トナリシガ該何々組合規約ニ於テハ組合ノ存續期間ヲ定メザリシニ由リ民法第六百七十八條ニ基キ組合ヨリ脱退致シ候間御計算ノ上拙者ノ持分御拂戻相成度候也

府縣郡市區町村番地
職業

年月日

組合員氏 名殿

全 氏 名殿

組合員 氏

名

若し組合員が他の事由に依りて脱退せんとするときは其事由を記載すべきことは云ふ迄もなす。

○組合の解散は 存續期間の満了、契約を以て定めたる解散事由の發生、目的事業の成功又は不成功、組合員の協議及び解散の請求に因りて解散する（民六八三）、左に解散の請求に付て其訴狀を掲ぐる（六八三）。

○組合解散請求の訴書式

訴 狀

府縣郡市區町村番地平民（士族）

職業 何々組合員

原告 氏

名

府縣郡市區町村番地平民（士族）

職業 何々組合員

被告 氏

名

府縣郡市區町村番地平民（士族）

職業 何々組合員

被告 氏

名

請求ノ目的

右當事者間ニ於テ何年月何日ノ組合契約ニヨリ設ケタル何々組合ノ解散

請求ノ一定ノ原因

原告被告等ト共ニ何年月何日組合契約ニ基キ何々組合ヲ設ケタル處被告二名ハ常ニ相謀リテ專斷ノ行爲ヲ爲シ組合ノ業務執行上不當ノ措置多ク且ツ自己ノ利ヲ圖レルノ廉アルヲ以テ原告ハ何年月何日被告二名ニ對シテ帳簿ノ閲覧ヲ求メシモ之レニ應セズ益々其不正行爲ヲ持續セントスル傾向アルヲ以テ原告ハ爾來該組合ノ解散ヲ爲サンコトヲ請求セシモ存續期間中ニ在ルノ理由ヲ以テ原告ノ請求ヲ容レズ是レ民法第六百八十三條ノ所謂ル已ム

公共組合（組合解散請求ノ訴書式）

租稅

ヲ得ザル理由ナルヲ以テ存續期間ノ如何ニ拘ラズ被告ニ對シ該組合ヲ解散スル爲メ本訴ヲ提起シタル次第ニ候
一定ノ申立

何年何月何日ノ組合契約ニ因リ設ケタル何々組合ハ之ヲ解散ストノ判決相成度候

證據方法及ビ附屬書類ノ表示

一何年何月何日何組合契約書

一何々

一何々

年月日

右原告 氏

名印

地方裁判所判事氏名殿

此の訴へが果して原告の主張するが如き事情であつたなれば、當然解散となるのは火を睹るより明かである。

租稅

近頃苛斂誅求と云ふ字句が新聞雜誌に現はれて居るが、此れ皆租稅の取立の嚴しいことを申すのである。租稅とは昔し流に云へば年貢のことにて、即ち國家が其存立の目的を

租稅

達し公共の利益を増進せんが爲め、權力を以て徵收する財貨の義である。従つて學者は種々の説を立て、居る、或は「租稅とは國家が公益増進の爲に人民より徵收する所の收入」と云ひ、或は「一般公共的欲望を満足せしめんが爲めに徵收する所の政府の收入」なりと云ひ、或は「他の收入に依りては充たされざる歳出を充すが爲めに人民に課する所の國家の收入である」と。何れしても租稅は吾人國民の利益を計らんとする爲めに必要なるは、手近く其費途を見れば自づから明瞭である。官吏としては大臣大將の俸給より下は教員巡查看守等の俸給も之によりて支辨せられ、大小の官衙、行政上に要する支出、陸海軍の費用、皆此の租稅によりて支辨せられて居るではないか、租稅が高いのも國家の費用が嵩む以上は眞に已むを得ない譯である。政治家、論客の唱ふる苛斂誅求の意義も亦唯租稅が高いと云ふ許りではない、節約し得べき費目は之を節約して更に有効なる方面に活用することか、或は貧富の割合に應せず富豪よりも貧民が比較的に重い負擔を苦しみつゝあるとか、或は租稅の方針が誤まつて産業を萎縮せしめ、一國の財源を涸渫せしむるとかの場合を指すので、今日の急務は之等弊害

租税（租税の分類）

のないやうに慎重に研究するにあるは申す迄もない。

◎租税の分類 租税は國家の財政上の關係で負擔に輕重がある、例へば我國の財政を見るに、今より十年前は一ケ年の歳計が二億五千餘萬圓であつたが、今日に於ては六億餘萬圓に達した、かく歳出が多いに伴つて歳入を増加せしむるは當然の結果である、其の増加の収入は即ち或は租税の税率を高くし、或は課税の種類を多くして得るのである。況してや二拾有餘億の國債を負ひ、之れが償還と利子を支拂ふに於ては尙更ら収入を多くせねばならぬ、言い換へれば國民の負擔を重くせねばならぬ、今日我が國民平均一人の租税負擔額は拾圓内外で、種々の方面から課税せらるゝ、左に一般に認められて居る租税の分類法の類別を記述すれば、

(イ) 國税、地方税 國税は國家が賦課し、地方税は地方團體が賦課徴收するもので之に付ては次節に述ぶる。

(ロ) 直接税、間接税 直接税は人、財産及収入に課する税金で即ち地租、所得税、營業税、動産税、不動産税及び相續税で。間接税は人の消費及び行為に課す

る租税で一般の消費税、交通税、印紙税等は之れに屬する。

(ハ) 一般税、特別税 一般税とは一般の國費に充つる租税で、特別税とは新道路を開通した爲めに沿道の人民に特に課する税金の如きである。

(ニ) 經常税、臨時税 經常税は久しく持續し、臨時税は臨時非常の場合に一定の時期を限りて設定せられたるものである。

其他租税を營利課税（収益税、所得税、取引行爲税）と所有課税（一般財産税）と消費課税（直接消費税、間接消費税）の三つに分類する學者もある、猶租税に就きては何れ簡單に説明するから茲には略する。

◎納税の義務 租税は兵役と共に國民が國家に盡くす二大義務の一つで、即ち國家が政府を組織し種々の政治機關を設て國民の利益を保護増進するに要する費用を分擔するのであるから、何人と雖も此の納税義務を自覺して居らねばならぬ、故に日本臣民は法律の定むる所に從ひ納税の義務を有す(憲二)、と明かに規定せられてある。

◎國税と地方税 通常租税を大別して國税と地方税とする、國税を分てば地租、所

租税（納税の義務、國税と地方税）

租税（國税の徴收方）

得税、營業税、登録税、契約税、相續税、酒税、醬油税、石油税、砂糖税、印紙税、賣藥税、取引所税、兌換銀行券發行税、狩獵免許税、鑛業税、噸税、關稅等となり、地方税を分てば府税、縣税、市町村税となる。

◎國税の徴收方 國税は國庫の收入として、國家一切の經費に充るものであるから、他の公課（市町村税等）や他の債權に先ちて徴收する（國稅徵收法三）從つて徴收上の便宜に基きて左の如き場合にあつては納期に到らざるも徴收し得るのである、つまり徴收期に到ると既に事實上徴收し得られない状態になるから斯くは規定したのである。

- (イ) 國税の滞納に因り滞納處分を受くるとき、
- (ロ) 府縣稅其他の公課の滞納により滞納處分を受くるとき、
- (ハ) 強制執行を受くるとき、
- (ニ) 破産の宣告を受けたるとき、
- (ホ) 競賣の開始ありたるとき、
- (ヘ) 法人が解散を爲したるとき、

(ト) 納税人脱税又は逋税を謀るの所爲ありと認めるとき、而して各種の國税中地租、營業税、所得稅、家用醬油稅等は市町村に於て徴收し之を國庫に納入する、而して市町村は之れが徴收に付ても相當の費用と手數とを要するから、其の徴收費として徴收金額の百分の三に相當する金額と納稅告知書一通に付き金二錢の割合を以て計算したる金額の交付を受ける（國法）總べて市町村にて徴收せない國税は稅務署に於て徴收する。

◎國税の滞納處分 國税の納入がないときは全く國費を支辨することが出来ないから納税者の資力のある限りに於て徴收する、故に納税者が納入期日迄に納入せず、爲めに督促を受けても尙納入せないとさ及び前節に掲げたる納入期以前に於て納入の必要ある場合に限り滞納處分を爲る。其處分は先づ收稅官吏が納税者の財産を差押へ之を競賣に附して督促手數料と税金と滞納處分費とを控除し殘餘あれば納税者に交付する、尤も以上の費用を得ることが出来ぬときは素より勞して功がないから滞納處分としての競賣等をせぬ、而して滞納處分として納税者の財産は差押ふることが出来るが、其差押の爲めに生活の方法を失はしむるは法の精神でないから其差押へ方にも幾

租税（國税の滞納處分）

租税（差押ふることを得ざる物）

分かの制限がある。

◎差押ふることを得ざる物 及び差押を爲さざるものは即ち其制限がある、左に差押ふることが出来ない物を掲ぐる（國法）。

- (一) 滞納者及び其同居の家族の生活上缺くべからざる衣服、寢具、家具及び厨具、
 - (二) 滞納者及び其同居家族に必要な一箇月の食料及び薪炭、
 - (三) 實印其他職業に必要な印、
 - (四) 祭祀禮拜に必要なりと認むる物及び石碑、墓地、
 - (五) 系譜、其他滞納者の家に必要な日記書付類、
 - (六) 職務上必要な制服、祭服、法服、
 - (七) 勳章其他名譽の 章票、
 - (八) 滞納者及び其同居家族の修業上必要な書籍、器具、
 - (九) 發明又は著作に係るものにして未だ公にせざるもの、
- 等は如何なる理由に基くも差押ふることが出来ぬから、若し之を差押へたる時は解

除を請求するが宜い。次に差押へを爲さんとするときに際し督促手數料、税金、滞納處分費等を償ふことを出来る物を提供するときは、

- (一) 農業に必要なる器具、種子、肥料及び牛馬竝に其飼料、
 - (二) 職業に必要なる器具及び材料、
- 等に對して差押を爲さ（國法）、此の滞納處分は獨り納税者の占有してある物のみに限らず、債權、所有權以外の財産權に對しても差押を爲すことが出来るのである。次に差押を爲したときは差押調書を作りて立會人と共に署名捺印をする、差押調書には、
- (一) 滞納者の氏名、住所若くは居所、
 - (二) 差押財産の名稱、數量、性質等重要なる事情竝に所在を明かにする事項、
 - (三) 差押の事由、
 - (四) 調書を作りたる場所、年月日、

等を記載する、併しながら差押を爲すや直ちに納税者又は納税者の知人親戚等が督促手數料、税金、滞納處分費等を完納したるときは其差押を解く、若し差押後何人も税

租税（差押ふることを得ざる物）

租税（公賣の方法）

金の納入に關する手續を爲さぬときは已むを得ず公賣に附する、此の時には左の事項を公告する、即ち市町村役所（場）又は稅務署の揭示場に揭示するのである、

- (イ) 滞納者の氏名、及び住所若しくは居所、
- (ロ) 公賣財産の名稱、數量、性質、重要な事情並に處在を明かにする事項、
- (ハ) 入札又は競賣の場所、日時、
- (ニ) 開札の日時及び場所、
- (ホ) 保證金を徴せんとするときは其金額、
- (ヘ) 代金納付の期限、

◎公賣の方法 總べて公賣は其公賣すべき財産物のある市町村内に於て爲す、尤も收稅官吏は其財産の見積價格を定めて置き、若し買受人の買受價格が其見積り額に達せないとときは更に公賣の手續をする、入札の場合落札者となるべきもの二名以上であるときは、再び競争入札を爲さしめて高價の入札者を買受者とする、其公賣上種々の詳細手續は別に必要がないから省略する。

◎國稅の物品納 是獨り東京府管内伊豆七島のみである、該地に於て若し滞納處分をするときは其物品納の國稅を現金に換算せねばならぬことになる、此場合に於ける換算方法は次の如く定められてある（重に小笠原島に行はれてある）。

品名	單位	價格
米	一石	九・〇八二
粟	一石	七・三九二
麥	一石	七・〇八四
黍	一石	一・三六三
胡麻	一石	九・五〇〇
大豆	一石	七・五〇〇
砂糖	一百斤	五・八九〇
棕櫚繩	一斤	〇・五五
木綿花	一斤	〇・二五

租税（國稅の物品納）

租税（納税上財産隠匿罰則）

白上布	一匹	一・四六三
白中布	一段	・八四八
白下布	一段	・七八八
白細上布	一段	二・八〇七
紺縞細上布	一段	五・四八七
紺地細上布	一段	一五・三三四
白綿布	一段	二・九七二
白木綿布	一段	・五七三
縞紬及紺紬	一段	六・〇九三
黄紬	一段	三・三一四
合絲織	一段	七・四八五

◎納税上財産隠匿罰則 は國民の義務を怠りたるものに對する制裁として必要である、併しながら滞納者は生活難の結果にもよることがあるからその邊は收税官吏の斟酌せねばならぬ點である、故に一般法とする刑法に於て規定せず、國稅徵收法に於て規定せられて居る、即ち滞納者又は滞納者の財産を占有する者が公賣處分を免れむが爲めに、其財産を隠し又は表面斗りの賣買契約をなし、權利を滞納者から第三者に移轉せしめ公賣處分を爲すこと得ざらしめたるものは、一ヶ月以上二年以下の懲役に處せらるる。(國法)

租税（差押物件に對する罪）

◎差押物件に對する罪 滞納處分として滞納者の財産を差押へたる時、其差押物件を保管して居るものが其物件を隠匿、費消、脱漏し若くは故意と毀損したるものは一月以上三年以下の懲役に處せらる、此の二つの刑罰は獨り滞納者のみでなく、夫の偽りの賣買契約をしたるもの、又は前記の犯罪を幫助したるものは本刑の一等減せらるのみである、一等とは本刑から其四分の一を減ずることになつて居る。斯くの如き刑罰は(國法)實に一般國民の最も不面目であるから、當局も國民も負擔力の程度を考へ賦課の公平を期し、かゝる結果を見ぬやうに努むるも、一旦法令によりて定められたる以上は、納税組合の如き機關を設けて納税上の義務を全ふすべきである。收税の

租税(租税の代用納付)

當局者も亦茲に見るありて公平且つ一般的に簡便なる徴收方法に基きて國民の道義又は財源の枯渴せぬやう注意せねばならぬ。

◎租税の代用納付 無記名國債證券は其元金償還期の開始前日以後、無記名國債證券の利札は其利子仕拂期の開始前日以後に於て租税に代用納付することが出来る、而して如何なる租税に限りて之れが代納を許されてあるかと云ふに、
地租、所得税、營業税、酒税、醬油税、賣藥營業税、鑛業税、取引
所税、相続税、

は此の代用納入を許されて居る。故に納税者が租税として國債證券又は其利札を以て納入せんとするときは、其證券の種類、番號、金額、仕拂期日及び仕拂場所を記載したる納付書を作り、之を納税告知書又は納入告知書に添へて指定の場所に納付すべきである。此の場合に於て收入官吏又は市町村長は其債國證券及び利札に代用納付の印を押捺する、而して毎日之を取り纏めて納付仕譯書を作り拂込書を添へて翌日までに金庫に拂込まねばならぬ、同時に現金出納簿に其受拂額を登記することを忘れてはな

租税(租税の納期)

月一	月二	月三	月四	月五	月六	月七
田租第一期(二分の一)前年十二月十六日より本月十五日迄	田租第二期(四分の一)一日より末日迄	田租第三期(四分の一)一日より末日迄	田租第四期(四分の一)一日より末日迄	田租第五期(四分の一)一日より末日迄	田租第六期(二分の一)一日より末日迄	田租第七期(二分の一)一日より末日迄
北海道地租(宅地及雑地の五分)	北海道地租(宅地及雑地の五分)	北海道地租(田畑鑛泉地池沼山林原野の五分)本月一日より三十一日迄	北海道地租(田畑鑛泉地池沼山林原野の五分)本月一日より三十一日迄	北海道地租(田畑鑛泉地池沼山林原野の五分)四月一日より本	北海道地租(田畑鑛泉地池沼山林原野の五分)四月一日より本	北海道地租(宅地及雑地の五分)一日より八月三十一日迄
酒造税第三期十六日より末日迄	酒造税第三期十六日より末日迄	酒造税第四期十六日より三十一日迄	酒造税第四期十六日より三十一日迄	酒造税第五期(前年分)本月一日限り	酒造税第六期(前年分)本月一日限り	酒造税第七期(前年分)本月一日限り

らぬ。尤も證券や利札の仕拂を拒絶せられたときは、金庫は直ちに收税官吏又は市町村役場に還付し更に相當の期間内に現金を納付せしむる、是れ證券又は利札の代用納付の性質上當然のことと何等疑ひを挿む餘地も無いのである。
◎租税の納期表 財政上の都合と納税者の便宜とを參酌して租税の納期を定め、假令ば同じ地租でも田は四期に、其他の土地は二期に分ち納期を定めて徴收する(例一二)やうに、各租税其納期があるから、左に各租税の納期を一纏めにして示さう。

租税(地租)

月一	賣業營業稅後半年分三十一日限 取引所稅前月分二十日限	月一十	畑方及郡村宅地山林原野牧場地 租第二期分(二分の一)本月中 五日迄
月八	北海道地租(宅地及雜地の五分) 前月一日より本月三十一日迄 取引所稅前月分二十日限	月二十	畑方及郡村宅地山林原野牧場地 租第二期分(二分の一)本月中 五日迄
月九	畑方及郡村宅地山林原野牧場の 地租第一期分(二分の一)一日よ り末日迄 所得稅第三種(第一期分)本月三 十日迄 取引所稅前月分二十日限	月二十	田租第一期分(二分の一)十六日 より翌一月十五日迄 釧路稅翌年分本月中 取引所稅前月分二十日限
月十	北海道地租(田畑鑛泉池沼山 林原野の五分)一日より十一月 三十日迄 酒造稅第二期分十六日より三十 一日迄 自家用醬油稅前月分本月三十一 日限 取引所稅前月分二十日限	一、	沖繩縣の一部に於ける特例左の 如し 宮古郡(多良間島を除く)、八重 山郡(大濱間切、波照間切、與 那國除く) 田方 翌年八月中 全部
◎地租	は收益を生ずべき土地の所有者に課する租稅で分ちて第一類と第二類とする即ち(地租條)例三。	二、	該年八月中 全部 畑方 翌年三月中 五分 同 五月中 五分 其他 翌年五月中 全部 島尻郡 翌年六、七、八、全部 鳥島 翌年九、月中
第一類	田、畑、郡村宅地、市街宅地、鹽田、鑛泉地。		
第二類	池沼、山林、牧場、原野、雜種地、		

租税(地租の納入者、免租地の種類)

(但し山崩、川欠、押掘、石砂入、川成、海成、湖水成の各地は荒地とする)。
而して之等の土地に對しては宅地は地價百分の二箇半、田畑に對しては百分の四箇
五、其他の土地に對して百分の五箇半を課し、北海道のみは宅地以外の土地は當分田
畑は百分の三箇二、其他は百分の四箇を課する、此の地價は土地臺帳に掲げたる價格
で、地價千圓の田畑なれば一ケ年に於て四十五圓の地租を納入せねばならぬ。
◎地租の納入者 は云ふ迄もなく土地所有者なれども、若し該土地が質權の目的物
となりたるときは質權者、地上權の目的物となりて百ケ年より長き存續期間が定めて
あるときは、地上權者が租稅を納入せねばならぬ(地租條)例一三。
◎免租地の種類 土地は一般に地租を課すべきであるが、無租地として特に指定せ
られてあるものがある、即ち左の如き土地は免租地となつて居る(地租條)例四。
(一) 御料地、
(二) 皇族賜邸、
(三) 國有地、

地租(免租地の種類)

- (四) 公共團體の所有地にして公用に供する土地、
- (五) 府縣社地、鄉村社地、招魂社地、
- (六) 墳墓地、
- (七) 用悪水路、
- (八) 溜池、
- (九) 堤塘、
- (十) 井溝、
- (十一) 鐵道用地、
- (十二) 軌道用地、
- (十三) 公衆の用に供する道路、
- (十四) 保安林、
- (十五) 砂防法によりて一定の行爲を禁止又は制限せられたる土地、
- (十六) 荒地、新開地、

因みに云ふ横濱に於ける外國人居留地は永代借地權となつて國有地たるを以て矢張免租地となつて居る。

◎地租に關する届、願書 有租地が荒地となつたときは有租地免租願を出して地租納入の義務を免るることか出来るし、且つ新開地に付ては免租年期の許可を願ひ出づるが宜い。左に之れが書式を掲げる。

◎有租地免租願書式

有租地免租願

府縣都市區町村番地平民(士族)

職業

氏

名

府縣都市區町村大字番地

一如何段何畝何歩

此地何百何拾何錢也

此地租何圓何拾錢也

右畑地積年洪水ノ爲メ洗崩サレ砂地ト相成(又ハ海嘯ノ爲メ潮水侵入シテ耕土ヲ損害シ荒地ト相成、耕作難致候ニ付キ地租免除相成度此段願上候也

租稅(地租に關する届願書、有租地免租願書式)

租税（免租繼年期願書式）

稅務署長氏名殿

年月日

右氏

名

此の免租願が許可となり何年何月何日迄免租地とするも、其荒地が原形に復せないときは更に免租繼年期を定めて免租を願ひ出づるが宜い、此の場合に於ける書式はかうである。

◎免租繼年期願書式

免租繼年期願

府縣都市區町村番地平民（士族）

職業

氏

名

府縣都市區町村大字番地

一畑何段何畝何歩

此地價何百何拾何圓何拾錢也

此地租何圓何拾錢也

右ハ何年何月何日付ヲ以テ何年何月何日マテ免租年期許可相成今般年期明ニ至リ候處尙ホ荒地ノ形狀ヲ存スルモノニ付キ更ニ來ル何年何日何日迄（十年以内）免租繼年期御許可相成度此段願上候也

年月日

稅務署長氏名殿

右氏

名

而して荒地が元の畑地となつたときは直に地租を納付すべきであるから、左の届出を爲さねばならぬ。

◎荒地免租年期明届書式

荒地免租年期明届

府縣都市區町村番地平民（士族）

職業

氏

名

府縣都市區町村大字番地

一畑何段何畝何歩

此地價何百何圓也

此地租何圓何錢也

右ハ何年何月何日ヨリ何年何月何日マテ荒地免租年期中ニ有之候處今般年期明ニ付キ此段及御届候也

右氏

名

稅務署長氏名殿

租税（荒地免租年期明届書式）

租税（地租逋脱者の刑罰、納税管理人、納税管理人申告書式）

◎地租逋脱者の刑罰

有租地があるを隠し又は免租地が有租地になつても地租を納めなないものに刑罰を科する、即ち土地を欺隠して地租の賦課を免れたるものは四圓以上四十圓以下の罰金に處し、且現地目の地價を定め欺隠年間の地租を追徴する（地租條）次に免租地を有租地となすのに、府縣知事の許可を受けぬときは三圓以上三十圓以下の罰金に處し、且現地目によりて地價を定めて地租を追徴する、但し三年前に遡りて徴收することは出来ない（地租條）又地目を變換し若しくは開墾する場合に於て府縣に届出を爲さぬときは一圓以上一圓九十五錢以下の科料に處する（地租條）

◎納税管理人申告書式

納税管理人申告書

府縣都市區町村大字字番地

一田何段何畝何歩

此地價何程

此地租何程

右土地ハ拙者所有ニ有之候處拙者義御所轄内ニ住所ヲ有セザルニ付キ御所轄内住居者某ヲ以テ前記地租ニ關スル納税管理人ト相定メ候間此段及申告候也

府縣都市區町村番地平民（士族）

職業

年月日

所有者 氏

名

府縣都市區町村番地平民（士族）

職業

納税管理人 氏

名

市區町村長氏名殿

◎地目變換と地價修正

土地は田畑、山林、宅地、池沼等の區別がある、而して此の區別によりて地價が異なるから同一の面積でも地租は幾分かの差異ある譯である、故に従前田であるものを池に變更するとか、畑であるものを宅地に變更するときは、必

租税（地目變換と地價修正）

租税（開墾届書式）

らず府縣知事と稅務署長に届け出て五年以内に於て地價を修正し、六年目から修正したる地價によりて地租を納入せねばならぬ。左に開墾と地目變換と地價修正とに要する届書の例を掲ぐる。

◎開墾届書式

開墾届

府縣都市區町村番地平民（士族）
職業

氏

名

府縣都市町村大字番地

一原野何町何段何畝何歩

此地價金何程

此地租何程

右地所今般畑ニ開墾致シ度何年何月何日ヨリ着手仕ルヘク候ニ付キ此段及御届候也

年月日

右氏

名

府縣知事氏名殿

此の開墾が成功すれば開墾成功届を、若し廢止すれば開墾廢止届を差出さねばならぬ。

◎地目變換届書式

地目變換届

府縣都市區町村番地平民（士族）

職業

氏

名

府縣都市區町村大字番地

一田（又は畑）何段歩

此地價金何程

此地租金何程

此變換地

一郡村宅地何段歩

此地價金何程

此地租金何程

右ノ通り地目變換候ニ付此段及御届候也

年月日

右氏

名

府縣知事氏名殿

以上の開墾届の地目變換届が地價を修正し、地租の公平を保たしむるのみならず土地租税（地目變換届書式）

租税(地價修正願書式、低價年許可願書式)
の整理上必要であるから、同時に税務署長へも届出づることを忘れてはならぬ、従つて地價修正願も亦必要となる。

◎地價修正願書式

地價修正願

府縣都市區町村番地平民(士族)

職業

氏

名

府縣都市區町村大字番地

一田何段何畝何歩

此地價金何程

此地租金何程

右土地ハ荒地トシテ何年何月何日免租年許可相成候處今般地上ケヲ爲シ郡村宅地ニ地目變換致シ候ニ付テハ隣地ニ比準シ地價修正相成度別紙土地測量圖相添へ此段願上候也

年月日

右氏

名

税務署長氏名殿

◎低價年許可願書式

低價年許可願

府縣都市區町村番地平民(士族)

職業

氏

名

府縣都市町村大字字番地

一畑荒地何段何畝何歩

此地價金何圓

此地租金何程

右ハ何年何月何日ヲ以テ何年何月何日マテ荒地免租年許可相成今般年明ケニ至リ候處何々ノ理由ニ依リ原地價ニ復シ難ク候間何年何月何日マテ何割ノ低價年許可相成度此段願上候也

年月日

右氏

名

税務署長氏名殿

◎所得税

所得税は所得を租税客體として之に賦課する租税を總稱するのである、即ち所得税の法律に規定された範圍の納税義務者は自然人たると法人たるとを問はず、農商工業の所得、年金恩給其他勤勞所得即ち俸給手当等は總て課税せらるゝのである。其種類は三種で、第一種所得税は法人の所得の課税で其中保險會社は各營業年度の利益

租税(所得税)

租税(所得税)

金又は剰餘金に依り、其他の法人は各營業年度總益金より同年度總損金を控除した金額に依りて計算する、されば此所得税を賦課された法人の利益配當金や社債利子を受けた者には、其金額丈に限り所得税を賦課せぬ規定である。而して此第一種を更に甲乙に分ち甲は合名會社、合資會社とし之には左の累進税を賦課する。

五千圓以下	千分の四十	五千圓以上	千分の五十
一萬圓以上	千分の六十	一萬五千圓以上	千分の七十
二萬圓以上	千分の八十	三萬圓以上	千分の九十
五萬圓以上	千分の百	七萬圓以上	千分の百十
十萬圓以上	千分の百二十	二十萬圓以上	千分の百三十

乙は株式會社、株式合資會社其他の法人とし之には税率を一定し千分の六十二半を賦課する。第二種所得税は所得税の法律の施行地に於て支拂を爲す公債や社債の利子である、此税率も千分の二十に一定してある。第三種所得税は範圍が頗る廣い、其中俸給給料、手當、歳費、年金、恩給、退隱料、營業にあらぬ貸金や預金の利子及び第二

租税(所得税)

種に屬さぬ公債社債の利子は其收入豫算年額で計算する、尤も此中勤勞所得即ち俸給給料、手當、歳費に限り其收入豫算年額より其十分の一を控除したるものを所得とする。田又は畑の所得は前三年間毎年の總收入所得額から必要の経費を控除した平均額で計算する、又山林伐採の所得は前年度の總收入から必要の経費を控除した額で計算し、其他の所得も亦總て總收入年額から必要の経費を差引いて計算するが、其税率は左の如く累進法によるのである。

千圓以下	千分の二十五	千圓以上	千分の三十五
二千圓以上	千分の四十五	三千圓以上	千分の五十五
五千圓以上	千分の七十	七千圓以上	千分の八十五
一萬五千圓以上	千分の百二十	二萬圓以上	千分の百四十
三萬圓以上	千分の百六十	五萬圓以上	千分の百八十
七萬圓以上	千分の二百	十萬圓以上	千分の二百二十

猶此第三種所得は總て金額五百圓以下の時は百五十圓を、七百圓以下のときは百圓を

租税（納税者の所得申告、所得申告書式）

千圓以下のときは五十圓を更に其所得額より控除したものを課税所得額とし前記の税率によつて課税する規定である。

◎納税者の所得申告 納税義務ある法人は、毎事業年度決算確定の日より七日以内に損害計算書を政府に差出す義務がある、又第三種所得で納税の義務ある者は、毎年四月中に所得の種類及び金額を詳記して税務署に申告せねばならぬ（所得税法）

◎所得申告書式

所得申告書

府縣郡市區町村番地平民（士族）

職業

納税義務者 氏

名

一金何圓也

田畑所得

一金何圓也

山林所得

一金何圓也

貸家所得

一金何圓也

何々

計金何圓也

右所得ノ種類及ビ金額申告候也

年月日

右 氏

名印

税務署長氏名殿

此の申告書に基き所管税務署は其管内に於ける各納税者及び納税の義務ありと認むるものの所得金額を調査する、尙又所得調査委員会を設けて管内の納税義務者の所得を調査し決定する、若し税務署長が決定通知したる所得金額が不法に増額せられて居るときは再審査を請求することが出来るのである。次に其請求と所得金更訂の書式を掲ぐる。

◎所得金額審査請求書式

所得金額審査請求書

府縣郡市區町村番地平民（士族）

職業

異議申立人 氏

名

右異議申立人ハ何々税務署長ノ通知セル第三種所得金額ニ對シ異議アルニヨリ茲ニ其審査ヲ求メ候 不服理由

右申立人ハ何月何日何年度第三種ノ所得金ニ付キ之カ算定ヲナシテ金何圓ナリト申告セリ然ルニ何々税務署長ハ何年何月何日其所得金額ヲ金何圓ト決定シ何年何月何日申立人ニ通知セラレタリ然レトモ元來申立人ノ所得ハ家租税（所得金額審査請求書式）

税租(所得金額更訂請求書式)

屋建物ノ所得其大部ヲ占メタルモ本年入りテ該家屋建物ヲ賣却シタルノ結果當然生スヘキ收入ヲ減ジ遂ニ申告ノ所得金額ヲ得ルニ過キス然ルニ何々稅務署ガ之ヲ顧ミス金何圓ノ決定ヲナシタルハ既ニ所得ノアラザルモノニ對シテ課稅セントスルモノニシテ素ヨリ不當ナルヲ免レズ
右ノ理由ニ因リ所得稅法第三十六條及同施行法規則第十四條ニ基キ審査ヲ求メ候間相當ノ決定相成度此段及請求候也

證書類

一何々

何通

年月日

右氏

名

稅務署長氏名殿

次に所得金額が四分の一以上を減損したときは翌年の一月三十一迄に所得金額の更訂を求むることが出来る、此の書式はかうである。

所得金額更訂請求書式

所得金額更訂請求書

府縣郡市區町村番地平民(士族)

職業

納稅義務者 氏

名

年月日

右氏

名

稅務署長氏名殿

右何某ハ營業上ノ失敗ニヨリ所得金額四分ノ一以上ノ減損ヲ生シ候ニ付キ實況調査ノ上更訂相成度此段請求候也

所得稅連脫の制裁

所得金額を隠蔽して連稅したるものは其連稅額の三倍を罰金又は科料として徴せられ自首すれば其丈の税金を追徴せられて其罪を問はれない(所得稅法)。何人も國民の義務たる所得稅を免れるやうな心得違あつてはならぬ。次に納稅義務者が納稅地の稅務署管轄外に於て所得金を取得した時は、左の申告を爲さねばならぬ、

所得稅納稅地申告書式

所得稅納稅地申告書

府縣郡市區町村番地平民(士族)

職業

納稅義務者 氏

名

拙者義御所轄内ニ於テ何々ヨリ受クル俸給何程ヲ取得致シ候へ共從來ノ所得納稅地何府縣何郡市區町村何番地ニ於テ合算ノ上納付致候間此段及申告候也

租稅(所得稅連脫の制裁、所得稅納稅地申告書式)

租税(所得税納税管理人申告書式、營業税)

年月日

税務署長氏名殿

◎所得税納税管理人申告書式

所得税納税管理人申告書

府縣都市區町村番地平民(士族)

府縣都市區町村番地平民(士族)

納税義務者

納税管理人

氏

名

右何某義御所轄内何都市區町村何番地ヲ以テ納税地ト相定メ候ヘ共該地ニ居住セサルニ付其所納税ニ關スル事項ヲ處理セシムル爲メ前記何某ヲ納税管理人ト定メ候此段及申告候也

年月日

右氏

氏

名

名

税務署長氏名殿

◎營業税 是營業する商工業者に賦課する租税で、つまり商工業の收益を税源とするものである、而して營業とは營利の目的を以て資本を運用する商工業を指し労働者、

使用人、醫師、著述業、農業等は之れから除かれて居る、之には必ず一定の店舗又は

租税(營業税)

は營業所を必要とする、併し政府より發行する印紙、切手類の賣捌、自己の採掘又は採取したる鑛物の販賣及び度量衡の製作、修覆、及び販賣を業とする者の各營業者等に對しては營業税を課さない(營業税法)。

業名

課税標準

税率

物品販賣業

賣上金額
卸賣甲 萬分ノ八
乙 萬分ノ十一
小賣甲 萬分ノ二十
乙 萬分ノ三十
從業者 一人毎ニ金二圓

銀保險業

資本金額
從業者 一人毎ニ金二圓

金錢貸付業

運轉資本金額
從業者 一人毎ニ金二圓

製刷造業

資本金額
從業者 一人毎ニ金二圓

從業者ノ内職工勞役者 一人毎ニ金五十錢

租税(營業届と罰則)

運送業、運河業、棧橋	資本金額	千分ノ五
業、船舶碇繋場業、貨物陸揚場業	従業者	一人毎ニ金二圓
倉庫	従業者ノ内職工勞役者	一人毎ニ金五十錢
鐵道	従業者ノ内職工勞役者	一人毎ニ金八十錢
請員	請負金額	一人毎ニ金五十錢
席貸	従業者ノ内職工勞役者	一人毎ニ金二十錢
料理店	従業者	一人毎ニ金二十錢
旅人宿業	従業者	一人毎ニ金五十錢
周旋業、代理業、仲立業、問屋業、信託業	報償金額	一人毎ニ金二圓
	従業者	一人毎ニ金二十錢

◎營業届と罰則 營業税を納むべき營業者は毎年一月三十一日迄に業名と課税標準たる賣上金額、建物賃貸價格、従業者、資本金額、収入金額、請負金額、報償金額等

租税(營業及び課税標準届書式)

一何々業	
一賣上金額	卸賣何程、小賣何程
一資本金額	何程
一請負金額	何程
一報償金額	何程

を詳記して税務署に届け出てねばならぬ、開業したとき又廢業したとき共に直に届け出て、帳簿には貨物の仕入、賣上、貸附、廻送、従業者の人員及び營業に類する金銭の出納を明らかに營業上一切の事實を記載せねばならぬ。若し以上の各事項に違背するときは一圓九十五錢以下の料料に處せられ、又脱税したるときは三倍の脱税高を罰金、若くは料料として徴收せらるる(營業税法三四)。次に納税義務ある營業者は左の届出を爲すべきである。

◎營業及び課税標準届書式

營業及び課税標準届
 營業場 府縣都市區町村字番地
 商號

租税（營業届書式）

一 建物賃貸價格

何程

一 従業者

何人

何年何月何日開業

右ノ通りニ候也

住所（持主又は會社ノ位置）

年 日

氏

名

稅務監督局長氏名殿

若し會社であるなれば會社の代表者の署名にて届出づるのである、次に營業届、廢業届等を掲ぐる。

○營業届書式

營業届

府縣郡市區町村字番地平民（士族）

氏

名

拙者義何府縣何郡市區町村何番地ニ於テ何年何月何日ヨリ何々業ヲ相營ミ候間此段及御届候也

年 月 日

右 氏

名

稅務署長氏名殿

○廢業届書式

廢業届

府縣郡市區町村字番地平民（士族）

職業

氏

名

拙者義從來何所ニ於テ前記製造業（又ハ何々業）相營ミ居候處何年何月何日限り廢業致候間此段及御届候也

年 月 日

右 氏

名

稅務署長氏名殿

次に相續讓渡其他の原因によりて營業を繼續するときはかういふ届出を要する。

○營業繼續届書式

營業繼續届

府縣郡市區町村字番地平民（士族）

職業

讓渡人 氏

名

府縣郡市區町村字番地平民（士族）

職業

租税（廢業届書式、營業繼續届書式）

租税（營業者の氏名又は店舗營業場變更届書式）

從來讓渡人何某ノ營業致シ候何々製造業ハ何年何月何日讓受人何某ニ於テ其營業ヲ讓受ケ爾來繼續致シ候間新舊營業者連署ヲ以テ及御届候也

年月日 右 讓渡人 氏 讓受人 氏 名 名

稅務署長氏名殿

○營業者の氏名或は店舗營業場變更届書式

營業者住所（氏名）變更（又ハ店舗營業場移轉）届

府縣郡市區町村字番地平民（士族）

職業

氏 名

拙者義從前ノ住所何所ヲ何府縣何郡市區町村大字何々番地ニ（又ハ氏名何々ヲ何某ニ）變更（又ハ店舗ヲ何所ニ移轉）致シ候間此段及御届候也

年月日 右 氏 名

稅務署長氏名殿

店舗、營業場の移轉先が他の稅務署の管轄内であるときは雙方の稅務署へ届出づ

るのである、又店舗並に營業場を増設したるときは左の届出を要する。

○營業場増設届書式

營業場（店舗、工場）増設届

府縣郡市區町村字番地平民（士族）

職業

氏 名

一 店舗（又ハ營業場） 壹箇所

右ハ何年何月何日何所ニ増設致シ候ヘ共資本ヲ區別セス營業稅法第十五條第二項末段ニ該當スルモノニ付キ此段及御届候也

年月日 右 氏 名

稅務署長氏名殿

○課税標準減少申立書式

課税標準減少申立書

府縣郡市區町村字番地平民（士族）

職業

氏 名

租税（營業場増設届書式、課税標準減少申立書式）

租税（營業稅納稅管理人届書式）

右何某營業稅ノ課稅ノ標準タル資本金額（收入金額、請負金額等）若干圓ナリシモ斯業不振（若シクハ何々ノ事由）ノ爲メ若干圓トナリテ既ニ其ノ半額ヲ減シ（從業者五人ナリシモ三人ヲ減シ）候間實況御調査ノ上營業稅ノ減額相成度此段申立候也

年月日

右氏

名

稅務署長氏名殿

營業稅納稅管理人届書式

營業稅納稅管理人届

府縣郡市區町村字番地平民（士族）

職業

納稅義務者

氏

名

府縣郡市區町村字番地平民（士族）

職業

納稅管理人

氏

名

右何某儀御所轄内ニテ何々營業相營ミ居リ候へ共店舗以外ノ場所ニ居住致シ常ニ不在ニ付キ營業稅ニ關スル一切ノ事項ヲ處理セシムル爲メ前記何某ヲ納稅管理人ト定メ候間此段及御届候也

年月日

右氏

名

稅務署長氏名殿

租税（登錄稅）

○登錄稅 は略ぼ手數料の如き外觀を有して居るが、本來の性質は權利の移動に關し官簿に謄寫するときに徵收する一種の租稅であるから、納稅者の納稅力如何によりて其の標準を定めて居る、要するに登錄する毎に必ず利益が伴はれて行くから其の利益に對して賦課するものである。我國に於ける登錄稅總額は一ヶ年千萬圓以上に達するさうだが、世運の進展に従つて益々增收あるに至るだらう、現行の登錄稅法に定まつて居る課稅物件は次の如くてある

- (一) 不動産に關する登記
- (二) 船舶に關する登記
- (三) 船籍の登録
- (四) 土地臺帳に登録する場合
- (五) 鐵道軌道に關する登録
- (六) 工場財團に關する登記
- (七) 鑛業財團に關する登記

租税(登録税)

- (八) 商業會社其他營利を目的とする法人にして登記を受くる場合
- (九) 辯護士名簿に登録を爲す場合
- (一〇) 醫師、藥劑師、獸醫、蹄鐵工の登録
- (一一) 官簿登録の場合
- (一二) 著作権の登録
- (一三) 特許の登録
- (一四) 意匠登録
- (一五) 商標登録
- (一六) 實用新案の登録
- (一七) 鑛業に關する登録
- (一八) 國債の登録

夫の政府が自己の爲めにする登記、府縣郡市町村其他の公共團體に於て公用に供する不動産の登記、社寺堂宇の敷地及び墳墓地に係る登記等には登録税を課さぬ。而し

收	入
印	紙

一 著作物ノ題號 何々何冊(個)
此登録税金何圓也

て此の登録税は大抵收入印紙を貼附して納入するか、或特種のものに限りて現金を以て納入することも出来る。此の登録税は財産権を確保するものであるから財産權上の利益を主張せんとする場合に際して利益を受くる、即ち登録せないときは、或は法律上權利を主張することが出来ぬ場合もあるからである。

◎ 著作權登録願書式

右著作權登録相成度此段相願候也

原籍 府縣郡市區町村字番地平民(士族)

住所 府縣郡市區町村字番地

年月日

著作權者 氏

名

内務大臣氏名殿

租税(著作權登録願書式)

租税(著作権譲渡(質入)登録書式)

◎著作権譲渡(質入)登録書式

- 一 著作物ノ題號 何々 冊(數)
- 一 著作物ノ題號 何々 冊(數)

印	收
紙	入

此登録税金何圓也

右著作物ハ今般某(氏名)ヨリ某(氏名)ニ讓渡候間登録相成度双方連署ヲ以テ此段相願候也

年月日

住所 府縣郡市區町村字番地

原籍 府縣郡市區町村字番地平民(士族)

住所 府縣郡市區町村字番地 讓渡人 氏 名

原籍 府縣郡市區町村字番地平民(士族)

住所 府縣郡市區町村字番地 讓受人 氏 名

内務大臣氏名殿

但し著作権の如く権利の明確のものは直に第三者に對抗すること出来るから登録せしむるを通例とする。

◎意匠登録願書式

意匠登録願

- 一 意匠ノ名稱
- 一 登録ノ請求範圍
- 一 意匠ヲ應用スヘキ物品

私儀前記意匠ニ付キ登録相受度此段相願候也

原籍 府縣郡市區町村字番地平民(士族)

職業

住所 府縣郡市區町村字番地

年月日

特許局長氏名殿

此の意匠登録願て若しも其意匠が他人の案出に係る時は前掲「一、意匠ヲ應用スヘキ物品」の次へ左の一項を加へ且つ案出者との契約書を添附ねばならぬ。

- 一 案出者ノ氏名、住所及ビ職業

府縣郡市區町村字番地平民(士族)

職業

氏

名

租税(意匠登録願書式)

租税 (意匠専用權讓渡登録請求書式、商標登録願書式)

◎意匠専用權讓渡(質入)登録請求書式

登録請求書

- 一 登録證主ノ氏名 何々
- 一 登録ノ番號 何々

私儀某(氏名)ヨリ前記意匠専用權ヲ讓受ケ候ニ付キ登録相成度別紙契約書相添ヘ此段及請求候也

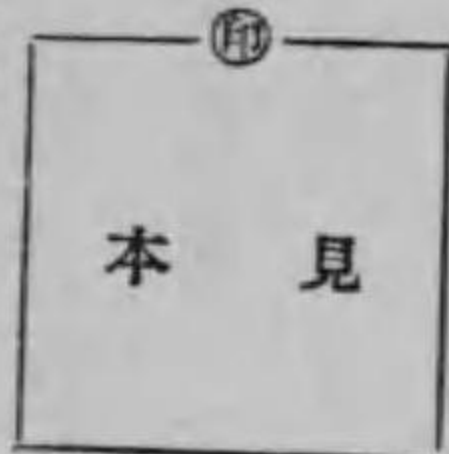
原籍 府縣郡市區町村字番地平民(士族)
住所 府縣郡市區町村字番地

氏

名

◎商標登録願書式

商標登録願



商標ヲ附スヘキ商品

私儀前掲商標ニ付キ登録相成度此段相願候也

原籍 府縣郡市區町村字番地平民(士族)
住所 府縣郡市區町村字番地

氏

名

年月日

特許局長氏名殿

總べて登記するものは即ち登記簿に登録するのであるから、各種の登記は一面から見れば登録とも云へる、故に登記簿によりて定められてある登記には皆登録税を納入するのである、次に箇人の登録としては辯護士、辨理士の新規登録、登録換、取消の登録がある、尙醫師、藥劑師、獸醫、蹄鐵工、甲乙丙種の船長各等運轉士、機關士水先人の新規登録、登録事項變更等もある。之等の書式は皆各別に定められてあるが、皆その書式は申請書自身に於て明白なるのみならず、他の一般人の以て必要とせないものであるから之を略する。

◎相續税 は家督相續の場合と遺産相續の場合及び相續人の種別(子、親其他)によりて税率が異つて居る、其税率と標準は斯うである(相續税法八)。

家督相續

税

率

課税價格

租税(相續税)

相續人が被相續人ノ指定シタル者、民法第九百八十五條ニ依リ選定セラレタル直系尊屬又ハ入夫ナル者
相續人が被相續人ノ指定シタル者、民法第九百八十五條ニ依リ選定セラレタル直系尊屬又ハ入夫ナル者

租税(相續税)

五千圓以下ノ金額	千分ノ五	千分ノ六	千分ノ八
五千圓ヲ超ユル金額	千分ノ六	千分ノ七	千分ノ十
一萬圓ヲ超ユル金額	千分ノ七	千分ノ八	千分ノ十二
二萬圓ヲ超ユル金額	千分ノ八	千分ノ十	千分ノ十四
三萬圓ヲ超ユル金額	千分ノ十	千分ノ十二	千分ノ十七
四萬圓ヲ超ユル金額	千分ノ十二	千分ノ十四	千分ノ二十
五萬圓ヲ超ユル金額	千分ノ十四	千分ノ十七	千分ノ二十五
七萬圓ヲ超ユル金額	千分ノ十七	千分ノ二十	千分ノ三十
十萬圓ヲ超ユル金額	千分ノ二十	千分ノ二十五	千分ノ四十
十五萬圓ヲ超ユル金額	千分ノ二十五	千分ノ三十	千分ノ五十
二十萬圓ヲ超ユル金額	千分ノ三十	千分ノ四十	千分ノ六十
額ハ其ノ十萬圓(毎ニ至リテ止ム)	千分ノ五ヲ加フ	千分ノ五ヲ加フ	千分ノ五ヲ加フ

課税價格

千圓以下ノ金額	千分ノ十	千分ノ十二	千分ノ十七
千圓ヲ超ユル金額	千分ノ十二	千分ノ十四	千分ノ二十
五千圓ヲ超ユル金額	千分ノ十四	千分ノ十七	千分ノ二十五
一萬圓ヲ超ユル金額	千分ノ十七	千分ノ二十	千分ノ三十
二萬圓ヲ超ユル金額	千分ノ二十	千分ノ二十五	千分ノ四十

相續

相續人ガ直系卑屬ナルトキ

相續人ガ配偶者、又ハ直系尊屬ナルトキ

相續人ガ其他ノ者ナルトキ

相續届書式

相續届

- 一 被相續人 何之誰
- 一 相續開始地 府縣郡市町村番地
- 一 相續開始ノ月年月日

租税(相續届と罰則、相續届書式)

相續届と罰則

相續人、遺言執行者又は相續財産の管理人は三ヶ月以内に相續届を提出せねばならぬ若し此届書類に虚偽の事實を記載し、又は不正の方法を以て相續税の逋脱を圖りたるものは、脱税額三倍の罰金を科せらる、但し自首したるときは其脱税額を追徴するのみで罰金を科さぬ(相續税法)

三萬圓ヲ超ユル金額	千分ノ二十五	千分ノ三十	千分ノ四十
四萬圓ヲ超ユル金額	千分ノ三十	千分ノ三十五	千分ノ四十五
五萬圓ヲ超ユル金額	千分ノ三十五	千分ノ四十	千分ノ五十
七萬圓ヲ超ユル金額	千分ノ四十	千分ノ四十五	千分ノ五十五
十萬圓ヲ超ユル金額	千分ノ四十五	千分ノ五十	千分ノ六十
十五萬圓ヲ超ユル金額	千分ノ五十	千分ノ五十五	千分ノ六十五
二十萬圓ヲ超ユル金額	千分ノ五十五	千分ノ六十	千分ノ七十
額ハ其ノ十萬圓(毎ニ至リテ止ム)	千分ノ五ヲ加フ	千分ノ五ヲ加フ	千分ノ五ヲ加フ

租税(相続届書式)

- 一 相続の種類 家督又は遺産相続
- 一 被相続人が相続開始前一年内ニ相続税施行地ニ在リ財産ニ付キ爲シタル贈與ノ價格及ビ受贈者ノ氏名
- 一 贈與物 土地何段何畝歩 此地價何圓
- 一 受贈者氏名 府縣郡市町村番地平民(士族)職業

一 相続人ノ住所氏名 府縣郡市町村番地(平民士族)職業 氏 名

一 相続人ト被相続人トノ続柄 氏 名

被相続人ノ子(若シクハ弟等)

右ノ通り相違無之別紙財産目録、相続財産中ヨリ控除セラルベキ金額ノ明細書相添ヘ此段及御届候也

年月日

右相続人 氏

名印

税務署長氏名殿

相続財産目録

何府縣何郡市區町村何番地

一 田何反.....

此價格何程

何所

一 田何反.....

此價格何程

何所

一 畑何反.....

此價格何程

租税(相続届書式)

- 何所
- 一 山林何反..... 此價格何程
- 何所
- 一 土蔵瓦葺二階建何棟..... 此價格何程
- 此建坪何程.....
- 一 何々公債證書(額面金何圓何枚)
- 一 預ケ金 何圓
- 一 郵便貯金 何圓
- 一 商品何々
- 一 何會社株券(何圓何枚)
- 一 其他何々

右總財産額計金何圓

以上

相続税法第三條ニ依リ控除セラルベキ金額明細書

一 何々税 金何圓

但シ何期納ノ分

一 何々 金何圓

租税（相續稅年賦延納願書式）

但何年月何日限り納入スベキ未納金

一 葬式費用 金何圓

一 債 務 金何圓 但シ何某ヨリ借入レ金及ビ其ノ利子

一 預リ金 金何圓

一 但シ何某ヨリノ預リ金

一 何 々……………

右總計金何圓也

因みに云ふ債務、預り金等

に付ては之を證明するに足るべき書類を添付するべきも

のである

次に相續稅を期間内に完納すること能はざる場合は年賦にして分納することが出来る

此の場合には次の願書を差出さねばならぬ、

◎相續稅年賦延納願書式

相續稅金年賦延納願

府縣郡市區町村字番地

被相續人何某家督相續人

氏

名

右ハ何年月何日相續稅金納付ノ告示ヲ受ケ候處何年月何日ニ至ル何年間ニ分納致シ度就テハ左記擔保ヲ提供可任候間御許可相成度此段願上候也

年月日

右 氏

名

稅務署長氏名殿

一 何々證券額面何圓 但シ別紙供託受領書ノ通り

（有價證券供託所ニ供託シ其受領證ヲ添すべきものとす）

一 田 何反何畝歩 此價格何圓

但シ何縣何郡市何町村何番地所在 此地價何程

一 畑 何反何畝歩 此價格何圓

但シ何府縣何郡市何町村何番地所在 此地價何程

一 山 林 何反何畝歩 此價格何圓

但シ何所 所在 此地價何程

一 家 屋 木造二階建瓦葺何坪 此價格何圓

但シ何所所在

一 保證人 府縣郡市區町村字番地

氏

名

租税（相續稅年賦延納願書式）

租税(酒造税)

是れ皆相續税納入に要する書式であるが、税務署の爲したる相續税金決定に對して不服であるものは再審査を請求することが出来る。而して其再審査に對する請求が却下となるか又は其れに對する決定が不當であるときは更に訴願又は行政訴訟を提起することが出来る(相續税法)。

◎酒造税 は清酒、味淋、焼酎、白酒、濁酒を製造するものに課する、素より酒税は他の租税に比して頗る高率ではあるが、元來酒は一般國民の生活上の必需品でなく、且つ時として風教上健康上及び經濟上惡現象を招致することもあるから殊に重い税率とするのである。要するに酒税の目的は一面には飲酒を節制せんとし一面には財源に充てて居る、我が國の酒税が八千萬圓以上に達するを見ては何人も其多額に驚くが更に英國の三億萬圓、佛國の二億五千萬圓、獨逸を壹億三千萬圓、露西亞の五億八千萬圓の巨額に達するに比すれば及ばざること遠きを知るべきである。斯くの如き巨額の消費税は國家の財政上は兎も角も、風紀、健康、道義の點より見て寒心せねばならぬ次第である。

租税(酒造税の合制)

◎酒造税の割合 酒税には種々の方法があるが、我國にては造石税として製造者に

税金を課する、其税率は一石につき左の通りである(但し輸出すれば税金は下戻となる)

第一種 酒精分二十度以下の清酒、白酒、濁酒、及び酒精分が三十度以下の味淋は金二十圓

第二種 酒精分が三十五度以下の焼酎は金二十五圓

第三種 酒精分が四十度以下の焼酎金三十圓

第四種 酒精分が四十五度以下の焼酎は金三十五圓

第五種 酒精分二十度以上の酒類及び四十六度以上の焼酎は一度毎に壹圓を増す次に麥酒税は一石につき拾圓、酒精及び酒精含有飲料税は一石につき酒精分一度毎に一圓て其最低の制限は金二十圓である、而して酒類は何人も造り得べく又容易に消費し易いものであるから、之れが製造業者に對しては比較的嚴重なる監督を要する、是に於てか免許制を採り清酒は一ヶ年百石、濁酒は五十石、焼酎は五十石以上を醸造せぬものには酒造の免許を與へぬ。又酒類を製造せんとするものは以下掲ぐる書式に依り

租税（酒類製造免許申請書式、酒類製造圖面目錄提出書式）

て願ひ出てねばならぬ、

◎酒類製造免許申請書式

酒類製造免許申請書

府縣郡市區町村番地平民（士族）

職業

一 製造所 府縣郡市區町村番地

申請人 氏

名

一 製造スヘキ酒類 清酒（濁酒、白酒、味淋、焼酎）

右酒類前記製造場ニ於テ製造致シ度候間免許相成度此段申請候也

年月日

右 氏

名

稅務署長氏名殿

此の免許申請が許可となれば、更に事業着手前に地所建物の詳細なる圖面、酒造用容器、器具、器械の目錄を稅務署長に提出せねばならぬ、以下各書式を掲ぐる

◎酒類製造圖面目錄提出書式

酒類製造場地所建物圖面及ニ酒造用容器、器具、器械目錄提出書

府縣郡市區町村番地平民（士族）

次に毎年製造すべき酒類の見込石數、製造着手の時期、製造方法及び其仕込數を記載して申告せねばならぬ。其書式はかうである。

租税（酒類製造圖面目錄提出書式）

酒類製造主 氏

名

右何府縣何郡市區町村何番地酒類製造場ニ於テ何酒類製造ノ義何年何月何日免許相成候ニ付テハ來ル何年何月何日製造ニ着手可仕候間別紙製造場ノ敷地、建物ノ圖面及ニ酒造用容器器具、器械ノ目錄提出候也

年月日

右酒類製造主 氏

名

稅務署長氏名殿

酒造用容器、器具、器械目錄書

一何々容器

何 箇

一何々

何 箇

一何々器具

何 箇

一何々

何 箇

一何々器械

何 箇

一何々

何 箇

右ノ通候也

府縣郡市區町村番地平民（士族）

酒類製造主 氏

名

年月日

租 稅 (酒類製造時期仕込數申告書式、酒類製造相續申告書式)
◎酒類製造時期仕込數申告書式

酒類製造見込數、着手時期、製造方法、仕込數申告書

府縣郡市區町村番地平民(士族)

酒類製造主 氏 名

一 清酒(又ハ燒酎、味淋、濁酒、白酒)ノ見込造石數何石

一 製造着手ノ時期 年月日

一 製造方法 何々

一 仕込數 何々

右次キノ酒造年度ニ於テ製造致候間此段及申告候也

年月日

右 氏 名

稅務署長氏名殿

◎酒類製造相續申告書式

酒類製造相續申告書

府縣郡市區町村番地平民(士族)

酒類製造主 氏 名

府縣郡市區町村番地平民(士族)

名

前記酒類製造主某ハ從來何府縣何郡市區何町村ニ於テ酒類製造ヲ爲スヘキ免許ヲ受ケ居候處何年月何日隱居(又ハ死亡)致シ候ニ付キ其酒類製造業ヲ前記相續人何某ニ於テ相續致シ度候間別紙戶籍謄本相添ヘ此段及申告候也
年月日 右相續人 氏 名
稅務署長氏名殿 右相續人 氏 名
次に酒類の製造を廢止せんとするとの書式を掲ぐる。
◎酒類製造免許取消申請書式

酒類製造免許取消申請書

府縣郡市區町村番地平民(士族)

酒類製造主 氏 名

右何某從來何所製造場ニ於テ何々酒類ノ製造ニ從事致居候處何年月何日其ノ製造ヲ廢止致候ニ付キ免許ノ取消

相成度此段申請候也

年月日

右 氏 名

稅務署長氏名殿

◎酒類造石稅免除申請書式

酒類造石稅免除申請書

租 稅 (酒類製造免許取消申請書式、酒類造石稅免除申請書式)

租税（酒税法に關する罰則）

府縣郡市區町村番地平民（士族）

酒類製造主 氏

名

一 清酒（又ハ何々酒類）造石税金何圓

但何年何月何日査定済何號仕込清酒何石ノ内何石ニ對スル未納造石税金

右ハ容器、損傷（若クハ塞栓ノ脱去）ニ依リ何年何月何日何時ヨリ何時ニ至ル間ニ亡失（又ハ何々ノ災害ニ罹リ何年何月何日廢棄）致シ候間造石税免除相成度此段及申請候也

年月日

右 氏

名印

稅務署長氏名殿

◎酒税法に關する罰則 是頗る嚴重で免許を得ずして酒類を製造したものは三十圓以上五十圓以下の罰金に處せられ（酒造税）、又不正の行爲を以て造石税の査定を免かれたるものは其造石税の五倍に相當する罰金に處せられ、尙酒母、醪の検査を免れやうとしたものは三十圓以上五百圓以下の罰金に處せらるる等（酒造税）、幾多の制裁がある。次に酒精及び酒精含有飲料たる葡萄酒、果實酒を製造するもの及び麥酒を製造するものに對しても、亦酒造業と同様其免許、帳簿、書類、検査、申告、査定等に關し、嚴重なる制裁があるから違反せぬやう心掛けねばならぬ。

◎醬油製造免許申請書式

租税（醬油税、醬油製造免許申請書式）

◎醬油税 一般の醬油税と自家用醬油税と區別する、一般の醬油税は醬油を製造して販賣せんとするものに課するもので、稅率は諸味一石に付一圓七十五錢、溜一石に付一圓六十五錢で、一箇の製造所毎に政府の免許を受けねばならぬ。次に自家用醬油税は重に農家が自家の必要に應ずる丈け製造するものに課するものであるから、其石高も五石以下と制限して居る稅率は左の如く定められて居る。

- 第一種 一石未滿 金五十錢
- 第二種 二石未滿 金壹圓
- 第三種 三石未滿 金貳圓
- 第四種 四石未滿 金參圓
- 第五種 五石未滿 金四圓

而して現在の醬油税總額は年額四百萬圓内外との事である、免許を受けず又制限外の醬油を製造するときは夫れ夫れ罰則がある。左に二三の書式を掲げる。

租税（醬油造石税免除申請書式）

醬油製造免許申請書

府縣郡市區町村番地平民（士族）

一 醸造場

府縣郡市區町村番地

氏

名

一 醸造スヘキ醬油

醬油諸味若クハ溜製成

此造石見込高何百石（又ハ一石以下何斗何升）

右者前記ノ製造場ニ於テ何々醬油製造致度候間免許相成度此段申請候也

年月日

右 氏

名

稅務署長氏名殿

◎醬油造石税免除申請書式

醬油造石税免除申請書

府縣郡市區町村番地平民（士族）

醬油醸造人 氏

名

一 醬油造石税金何程

但シ何年何月何日査定濟第何號桶仕込醬油何石ノ内何石ニ對スル未納造石税金

右ハ何年何月何日火災（水害）ニ罹リ亡失廢棄ニ屬シ候間造石税免除相成度此段申請候也

年月日

右 氏

名

稅務署長氏名殿

次に家用醬油製造に用する書式を掲ぐ。

◎家用醬油製造免許申請書式

家用醬油製造免許申請書

府縣郡市區町村番地族平民（士族）

職業

申請人 氏

名

一 家用醬油税法第三條ノ種別

第何種

一 醬油製造方法

何々

右家用ノ爲メ醬油製造致度ニ付キ製造免許相成度此段申請候也

年月日

右 氏

名

稅務署長氏名殿

此の申請により家用醬油製造人が死亡失踪したる場合は其の都度届出ねばならぬ。

租税（家用醬油製造免許申請書式、織物税）

租税(石油税、砂糖税)

◎織物税 外國に輸出するものと自家用のものの外は總て従價一割の消費税を賦課するのである、其徴收法は毛織物は製造場、税關又は保税倉庫より毛織物を引取る時に、其引取人は之を納付せねばならぬ、其以外の織物は其價格相當の印紙を貼用して税金の納付に代らしむる、又織物の價格に依り之に相當する税金を納付すれば、税金納付の證印を捺押して印紙貼布の手數を省くこともある、何れにしても表記價格以上販賣すれば脱税額の五倍の罰金に處せらるゝ。

◎石油税

は補填財源として近年實施せらるるに至つたもので、内國産の石油一石(原價九圓九十四錢)對して金一圓を課し、外國産の石油一石(原價九圓八十七錢)に對しては金四圓八十錢を課し之れによりて得る所の歳入は約百六十萬圓内外である。

◎砂糖税 是酒税と同じく好い財源である、現時我が國に於ける砂糖税は年額二千七八百萬圓の巨額に達し尙益々増加の傾きがある、左に課税標準を示す。

一、砂糖

(甲) 輸入黒糖 百斤二圓
(乙) 其他ノモノ 百斤三圓

租税(砂糖税)

二、糖密

- 第一種 氷砂糖ヲ製造スルトキニ生スル糖密 百斤 五圓
- 第二種 砂糖色相和蘭標本第十五號未滿ノ砂糖 百斤 七圓
- 第三種 砂糖色相和蘭標本第十八號未滿ノ砂糖 百斤 八圓
- 第四種 砂糖色相和蘭標本第二十一號未滿ノ砂糖 百斤 九圓
- 第五種 砂糖色相和蘭標本第二十一號以上ノ砂糖 百斤 十圓
- 第六種 氷砂糖、角砂糖、棒砂糖其他類似ノモノ 百斤 十圓

第一種 氷砂糖ヲ製造スルトキニ生スル糖密

甲 糖分ヲ蔗糖トシテ計算シタル重量全重量ノ百分ノ七十ヲ超エサルモノ 百斤ニ付 金 三圓

百斤ニ付 金 九圓

乙 其他ノモノ 百斤ニ付 金 九圓

第二種 其他ノ糖密

甲 糖分ヲ蔗糖トシテ計算シタル重量全重量ノ百分ノ六十ヲ超エサルモノ 百斤に付 金 二圓

租税(取引所税)

乙 其他ノモノ

三、糖水

百斤ニ付 金 三圓
百斤ニ付 金 八圓

抑も砂糖は人の體力維持に必要なるもので英國人杯は一ケ年に一人平均七八十斤を消費するさうである、我國の消費高は一ケ年一人平均十斤位で年額五億斤を消費するに過ぎぬが、未だ内地産を以て供給することが出来ず、年々三億斤を海外から輸入するのだから砂糖業は益々發展させたいものである、此の砂糖税は製造場、税關又は保税倉庫から引き取らるる砂糖、糖密又は糖水に對して課するのである。

◎取引所税 取引所に於て賣買する行為に課する税金にして、取引所營業税と取引税の二つに區別されて居る、取引所營業税は其の取引所の賣買手數料收入金額百分の十五の割合で、取引税は取引所に於ける定期取引の賣買各約定金高の百分の五、地方債證券、社債券は百分の二、有價證券は百分の五の割合で徴收せらるゝ、本税を滞納するときは國稅徵收法によりて徴收せられ、脱税したるときは百圓以下の罰金に處せらる、尙賣買手數料、又は賣買取引に關する帳簿の記載を怠りたる時も同く罰せらる。

租税(兌換銀行券發行税、骨牌税、印紙税)

◎兌換銀行券發行税 日本銀行が兌換銀行券條例第二條第三項に該當せる保證に據り發行する兌換券の每一ケ月の平均發行高に對し、發行税として一ケ年千分の十二半の割合を以て政府へ納税するもので、一ケ年の收入額は約百七八十萬圓とのことである。

◎骨牌税 花札税で一組二十錢の税を課する、且つ製造人に對しては一ケ所の製造所毎に六十圓の免許料を納入せしむる、此の花札、カルタは先づ稅務署の認可を受けて製造すべきもので、百人一首又はいはるはカルタの如きもの又は特に政府から認許を受けたカルタは免稅される、其他の花札、カルタを製造せんとするには免許を要する、若し免許を受けずして製造したるものは三百圓以上千圓以下の罰金に處せられ、免許を受けずして販賣したるものは五十圓以上三百圓以下の罰金に處せらるゝ其他帳簿等を始め諸種の制限と嚴重の罰則がある。

◎印紙税 印紙貼用の方法で徴收するもので主として證券、印紙、包紙、證印等の形式に従ふ、要するに契約書、領收書、帳簿、證書等に收入印紙を貼付して徴收せ

租税(印紙税)

らるるものである、故に財産権の創設移轉、變更若くば消滅を證明すべき證書、帳簿、及財産権に關する追認又は承認を證明すべき證書には印紙を貼付せねばならぬ、但し一通毎に金高は五圓以上のものとし又記載高一萬分の五の割合とし、委任狀、手形等
 其他の證書帳簿には各別の税率を課して居る、猶印紙税額五十圓以上なるときは五十圓に止め一錢未満の端數を生ずるときは一錢に切上ぐ。金高記載なきも證書面に標記したる金額の單位又は其他の記載に依り其金高を算出し得るものは其總金額を記載金額と看る。

一、委任狀

印紙税 二 錢

一、判取帳(一冊一年以内)の附込に對し

印紙税 二十五 錢

約束手形
 二千圓以下
 一千圓以下
 五百圓以下
 二百圓以下
 一百圓以下
 五十圓以下
 三十圓以下
 二十圓以下

印紙税 三 錢
 印紙税 五 錢
 印紙税 十 錢
 印紙税 二十 錢
 印紙税 五十 錢
 印紙税 一百 錢
 印紙税 二百 錢
 印紙税 三百 錢
 印紙税 五百 錢
 印紙税 一千 圓

(十萬圓以上)

一、左に掲ぐる證書帳簿(證書は毎一通、帳簿は一冊一年以内の附込に對し)

印紙税 七 圓
 印紙税 三 圓

- 一 爲替手形
- 一 船荷證券
- 一 倉庫預證券
- 一 證券保險
- 一 債證券
- 一 銀行預金證券
- 一 運送貨物引換證券
- 一 倉荷質入證券
- 一 株式申込書

租税(印紙税)

租税（印紙税）

- 一 地上権、永小作權、地役權に関する證書
- 一 權利の變更に関する證書
- 一 使用貸借、質貸借、雇傭、寄託、定期預金に関する契約證書
- 一 定款及組合契約書
- 一 追認承認に関する證書
- 一 賣 買 仕 切 書
- 一 受 取 書
- 一 物 品 切 手 書
- 一 送 状
- 一 金 高記載なき證書
- 一 擔 保 品 差 入 證 書
- 一 擔 保 品 預 證 書
- 一 通 帳

◎印紙税の納税及免税
要する（印紙税）
（法四）。

に關し其大要を次に説明する、先納税に就ては左の注意を

（イ）印紙税は證書、帳簿に印紙を貼用して納附するのである、但爲替手形、約束手形、船荷證券、運送貨物引換證、倉荷預證券、倉荷質入證券、保險證券、株券、債券は印紙税額に相當する現金を政府に納め印紙の押捺を受け印紙貼用に代ふることを得る。

（ロ）一冊の帳簿を一年以上使用するときには別調製と看做すのである。

（ハ）證書に外國貨幣の員數を記載するときには内國貨幣に換算したる相當の印紙を貼用せねばならぬ。

（ニ）印紙貼用の時は證書又は帳簿の紙面と印紙の彩紋とにかけて證書又は帳簿作成者の印章若しくは署名を以て明かに消さねばならぬ。

左に掲ぐる證書帳簿に關して印紙税を納むることを要しない（印紙税）
（法五）。

（イ）官廳又は公署より發する證書帳簿、

租税（印紙税の納税及免税）

租税（印紙税の納税及免税）

- (ロ) 官廳又は公署に職を奉ずる者の職務上發する證書、帳簿、
- (ハ) 國庫金の取扱に關し發する證書、
- (ニ) 慈善又は公共事業の爲にする金員物件の寄附に關し人民より官廳若しくは公署に提出する證書、
- (ホ) 俸給、給料、歳費、手當金、賞與金、年金、恩給金、扶助料、旅費及救恤金の受取書、
- (ヘ) 小切手、
- (ト) 金高五圓未満の爲替手形、約束手形、
- (チ) 金高一圓未満の物品切手、
- (リ) 營業に關せざる受取書、
- (ヌ) 金高五圓未満若しくは金高記載なき送狀、受取書、又は賣買仕切書、
- (ル) 主なる債務證書に併記したる擔保契約、
- (ヲ) 證書の裏書及手形の裏面に記載したる受取書、

租税（印紙税法違反の罰則、賣藥税）

- (ワ) 株券證券の讓渡を證明すべき裏面記載。
 - (カ) 手形の引受保證、
 - (ヨ) 手形及證券の拒絕證書、
 - (タ) 手形及證券の複本、謄本、
- ◎印紙税法違反の罰則 前掲以外の證書帳簿に對し印紙を貼布せないときは、貼布すべき印紙金額の二十倍を科料又は罰金として課する（印紙税）。尙ほ印紙を貼用すべき帳簿、賣買仕切書、送り狀の検査を拒んで收税官吏の職務を妨害したるものは二圓以上の罰金に處す（法一二）。次に貼布印紙の消印は證書、帳簿の紙面と印紙の彩紋とに於て作成者（證書又は帳簿の作成者）の印章を押捺すること、定めらるゝ故に、之の規定に背いたものは一圓九十五錢以下の科料に處せらる（法一三）。
- ◎賣藥税 は學說上特別營業税の一種で定價の一分を賦課する（賣藥税）。是れ賣藥には必ず定價に相當する額の十分の一の收入印紙の貼布ある所以である。外に賣藥規則に於て賣上價に應じて課税するが其税率は左の通り。

租税(賣藥検査願書式)

三百圓未滿	三百圓	五百圓未滿	五圓
千圓未滿	七圓	二千圓未滿	九圓
三千圓未滿	十二圓	五千圓未滿	十七圓
一萬圓未滿	二十二圓	二萬圓未滿	三十二圓
三萬圓未滿	四十二圓	五萬圓未滿	五十七圓
七萬圓未滿	七十二圓	十萬圓未滿	八十七圓
十萬圓以上	百二圓		

此の賣藥を調製販賣せんとするものの願書二三を参考として掲ぐ、
 ◎賣藥検査願書式

賣藥検査願

一方名
 一劑ノ量
 何藥量目何程
 何藥量目何程

何藥量目何程

以上藥味調合丸藥又ハ散藥ト爲シ幾帖ニ分包或ハ幾粒ト爲シ幾粒ヲ一包トナシ一日或ハ一度ノ用量大人
 小兒ノ區別其用法ヲ詳記ス

一主治效能

何々

右今般新調發賣仕リ度候間御検査ノ上免許鑑札御下附被成下度仍テ製劑相添へ此段願上候也

府縣郡市區町村番地平民(士族)

氏

名

府縣知事氏名殿

◎賣藥改正願書式

賣藥改正願

府縣郡市區町村番地平民(士族)

營業人 氏

名

一方名

藥品(分量)

製法

用法服量

效能

租税(賣藥改正願書式)

租稅(賣藥請賣願書式)

右ハ何年何月何日御檢査濟鑑札御下渡營業仕候處今般何々廉ヲ左記ノ通り改正仕度鑑札御書換被成下度此段相願候也

年月日

府縣知事氏名殿

願人 氏

名印

記

一何々

一何々

賣藥請賣願書式

藥賣請賣願

一方名

一方名

一方名

一方名

府縣郡市區町村番地平民(士族)

右營業人 氏

名印

賣藥請賣約定書式

賣藥請賣約定書

右ノ賣藥幾方今般請賣仕度依テ別紙營業者へ御免許ノ指令寫並ニ約定書相添へ此段相願候也

府縣郡市區町村番地平民(士族)

請賣願人 氏

名印

年月日

府縣知事氏名殿

一方名

一方名

一方名

一方名

一方名

右ハ何年何月何日免許ヲ得タル賣藥ニシテ今般請賣致スヘキ約定相調候ニ付キ請賣者ニ於テ請賣鑑札ヲ相受ケ營業者ノ調製シタル賣藥ヲ取次販賣致スベシ從テ總テ賣藥ニ關スル御制規ノ趣旨相格守シテ不正ノ行爲致ス致間敷候仍而約定書如件

府縣郡市區町村番地平民(士族)

賣藥營業人 氏

名印

年月日

府縣郡市區町村番地平民(士族)

租稅(賣藥請賣約定書式、賣藥請賣書式)

租税(藥賣行商鑑札願書式)

賣藥請賣人 氏

名

◎賣藥行商鑑札願書式

賣藥行商鑑札願

一方名

一方名

一方名

府縣郡市區町村番地平民(士族)

賣藥營業人 氏

名

府縣郡市區町村番地平民(士族)

賣子 氏

名

右行商鑑札附成被下此段以連署相願候也

年月日

右賣藥營業人 氏

名

右賣子 氏

名

府縣知事氏名殿

次に賣藥營業鑑札及び賣藥請賣鑑札を遺失したり毀損したる場合に書き換へを願ふ

とがあるも、之等は別に書式として掲ぐる必要がないから略す、其他鑑札を譲與する
場合があるから左に書式を掲ぐ。

◎賣藥請賣鑑札讓與願書式

賣藥請賣鑑札讓與願

府縣郡市區町村番地平民(士族)

賣藥營業人 氏

名

一方名

藥品分量

製法

用法服量

效能

右ハ何年何月何日御検査済鑑札御下渡相成營業繼在候處今般何府縣何郡市區町村番地何某へ示談ノ上讓與仕度候
間所持ノ鑑札返納候間御書換被成下度此段相願候也

府縣郡市區町村番地平民(士族)

賣藥鑑札主 氏

名

年月日

府縣郡市區町村番地平民(士族)

租税(賣藥請賣鑑札讓與願書式)

租税(賣藥營業者廢業届書式)

右 譲受人	氏	名
鑑札主所在ノ		
市區町村長	氏	名
譲受人所在ノ		
市區町村長	氏	名

此の願書は譲受人の管轄廳へ出し鑑札主の管轄廳へは其讓與の届出を爲さねばならぬ、次に賣藥營業者若しくは請賣人が廢業を爲すには左の届出を要する。

賣藥營業者廢業届書式

賣藥營業者廢業届

一方名
一方名
一方名

右賣藥營業致シ居リ候處今般廢業仕候ニ付該鑑札相添へ此段御届申候也

府縣郡市町村番地平民(士族)

年月日

賣藥營業人 氏

名

賣藥請賣廢業届書式

賣藥請賣廢業届

一方名
一方名
一方名

右賣藥請賣營業仕候處何年何月何日廢業仕候ニ付鑑札相添へ此段御届申上候也

府縣郡市區町村番地平民(士族)

府縣知事氏名殿

賣藥請賣人 氏

名

此の届出を爲すに當りて賣藥營業人が廢業せし爲め請賣人が已むを得ずして廢業をするときは、本文をば「右賣藥請賣營業仕候處賣藥營業人に於て今般廢業仕候に付き私方に於ても何年何月何日廢業仕候云々」と記載するが宜い。

租税(賣藥請賣廢業届書式)

租税（賣藥營業税と鑑札料、賣藥税法罰反の罰則、地方税の種別、府縣税）

◎賣藥營業税と鑑札料 藥劑一方に付き賣藥營業税として一ヶ年金二圓を納め尙鑑札料として藥劑一方一枚に付き金二十錢を上納せねばならぬ。

◎賣藥税法違反の罰則 印紙の貼用なき賣藥を賣つたもの若しくは定價以上に賣藥を賣つたものは、其脱税高の二十倍の罰金に處せらるる又賣藥の包装は總て印紙を破らねば内容の藥を取り出すこと出來ぬやうせねばならぬ（賣藥税）若し之に違反したとき、又は印紙に消印をせぬときは三圓以上五十圓以下の罰金に處せらるる（印紙税）、其他帳簿の調製收税官吏の検査を拒むこと出來ぬことなどは一般營業と少しも異なることとはない。

◎地方税の種別 としては先づ府縣税と市町村税と分たねばならぬ、共に府縣の公共事務並に市町村事務を處理す經費の爲めに管内市町村が徵收する、而かも市町村は獨り市町村税の徵收のみならず、府縣税を徵收し之を府縣に納入するの義務がある。

◎府縣税 を徵收せんとする時は府縣知事が市町村に對して徵税令書を發する、市町村長は此の徵税令書によりて徵税傳令書を作りて之を納税人に交付する、從つて府

縣税の徵收費として地租の附加税を除く外徵收金額の百分の四を市町村に交付する、而して府縣税は地租、營業税の附加税戸數割及び家屋税等とし、營業税雜種税としては左の種別に據る。

- (一) 商業、
- (二) 工業、
- (三) 料理屋、待合茶屋、遊船宿、芝居茶屋、飲食店、
- (四) 湯屋、
- (五) 理髮人、
- (六) 傭人受宿、
- (七) 遊藝師匠、遊藝稼人、相撲、俳優、幫間、藝妓の類、
- (八) 市場、
- (九) 寄席、
- (十) 遊技場、演劇、其他興行所、遊覽所、

租税（府縣税）

租税（地方税の制限）

(十二) 水車、乗馬、屠畜、漁業採藻の類、

◎地方税の制限 租税とは國民の義務として國家が要する經費を負担するのである而して國民は更に自治團體たる一府縣の一員たり又一市町村の一員である故、又々之等團體の自治に要する費用を負担せねばならぬ。さりとて制限なく地方税を負担せよとせば、遂には地方の財源を枯渇せしめて徵税上不結果を生ずるから、左の制限内にて地方税を課する。

- (一) 北海道、府縣、北海道の區、一級町村、及二級町村、沖繩縣の區及び町村は附加税のみを課するときは地租百分の四十迄、段別割のみを課するときは毎地目一段歩に付き金四拾錢迄とする、
- (二) 公共團體が附加税のみを課するときは地租百分の四十とし段別割のみなるときは一段歩に付き金四十錢とする、
- (三) 北海道、府縣は附加税として營業税の百分の二十五以下とし、其他の公共團體は百分の三十五以下とする、

(四) 北海道、府縣は附加税として所得税の百分の十以下とし其他の公共團體は百分の三十五以下とする、

◎制限外の課税 をする場合は内務大臣及び大藏大臣の許可を受け更に其百分の十以内にて於て課税することが出来る、其場合は府縣其他の公共團體、北海道等の自治上緊急の必要あるときに限るもので、即ち左に掲ぐる場合とする、

- (一) 内務大臣大藏大臣の許可を受けて起したる負債の元利償還の爲め費用を要するとき、
 - (二) 非常の災害に因り復舊工事の爲め費用を要するとき、
 - (三) 水利の爲め費用を要するとき、
 - (四) 傳染病豫防の爲め費用を要するとき、
- ◎地方税支辨の費目 府縣税の徵收が漸次増額せらるるに付ては、如何なる方面に向て支出せらるべきかとは何人も疑問とする所であるから、左に其費目を列記しやう、
- (一) 警察費、

租税（制限外の課税、地方税支辨の費目）

- 租税（地方税支辨の費目）
- (一) 警察廳舎建築修繕費、
 - (二) 土木費、
 - (三) 町村土木補助費、
 - (四) 府縣會議諸費、
 - (五) 衛生及病院費、
 - (六) 教育費、
 - (七) 町村教育補助費、
 - (八) 郡廳舎建築修繕費、
 - (九) 郡吏員給料旅費及廳中諸費、
 - (十) 教育費、
 - (十一) 諸達書及揭示諸費、
 - (十二) 地方税取扱費、
 - (十三) 府縣廳舎建築修繕費、

等て府縣會に於て豫算として提出せられたる費額に付て討議の結果確定し、其豫算に計上したる範圍内に於て府縣知事が支出するのであるから、各府縣によりて徵稅の標準が異なり、従つて課稅も標準稅率も多少異にして居るは當然のことである。

◎市町村税 市町村は自治團體として自から其生存條件となつて居る固有の事務を處理する爲めに、之に要する費用を支辨せねばならぬ、尤も市町村には固有の基本財産もあらずし、寄附金もあらずし將た營造物の使用料、手數料及び國庫金並に府縣よりの補助もあるから、或る程度迄の支出は之等に因りて支辨し得るも、人文の進歩と時勢の推移とは市町村の設備を膨脹し、教育、土木、勸業、衛生、救恤其他國家の委任による徵稅事務、兵役事務等も劇増せられた今日其經費は増加し、茲に市町村税を徵收することになつた。尤も國家の事務としての徵稅事務に付ては國稅府縣稅共に徵收高に應じて其幾分を交付せられて市町村歳入となつて居る、而して市町村税は國稅又は府縣稅に附加して市町村内に居住して居るものに課する、尤も國稅に附加して課する府縣稅は更に市町村税を附加して課することは出來ぬ、何となれば一の課稅

租税（市町村税）

租税（夫役現品の賦課、手数料）

物件に對し、國稅、府縣稅、市町村稅と三重に課するは餘り誅求の傾きがあるからである、其課稅物件並に課稅標準は各市町村の財政狀態に應じて異同がある、皆市町村會の決議による。

◎夫役現品の賦課

も亦市町村稅の一つである、土木工事及び建築、防水工事に付て緊急の場合は金納の代りに人の勞力又は現品を賦課する、尙土地、風俗によりて金納より便宜のときは市町村稅に代はりて夫役、現品の賦課を爲す、尤も此場合も納稅者の希望によりて金錢に換算して納入することを得せしむ。

◎手数料

は行政應や市町村等の自治團體に對して爲す出願、申請、證明、請求等に關して納入するものである、素より行政應、市町村は當然の義務として國民の爲めに諸般の事務を處理せねばならぬが、單に特定の箇人の利益の爲めに掌るべき事務に付ては、其利益を受くべきものをして其經營を負擔せしむるを以て適當の措置とする、是れ手数料を徵收する所以である、故に其執務の勞力の多少、經費の多寡、其受くる利益如何の標準によりて手数料の輕重を分つ、一見登錄料と同一の觀

があれど、登録は權利義務を確實にする利益あり且つ一種の租稅として納入するのである。

◎手数料の徵收

方法は、大抵收入印紙を其差出すべき書類に貼布して之れに消印を爲す、一旦差出した手数料は原則として還付せられぬ。

◎手数料の件名

は其數頗る多く一枚擧するに違がない位である、即ち

- (一) 市町村に向て諸般の證明書の交付を請求するとき、
- (二) 市役所、區役所、町村役場に對し戸籍謄本、同抄本の交付を請求するとき、
- (三) 古物商が鑑札を請求するとき、
- (四) 特許、實用新案、商標、意匠に關する出願、變更申請等に對するとき、
- (五) 鑛業、漁業上の種々の出願免許に對してなす請求を爲すとき、
- (六) 各種の試験の手数料（受験料）を要するとき、

其他各行政應に於て交付する免許狀、鑑札等の書替、再交付、諸種の證明、登録事項の變更、削除等を請求するとき、取扱官公吏（公務員）が特殊の勞力を要し其利益が

租税（手数料の徵收、手数料の件名）

契約(契約)

單に關係せる當事者のみに繋るとき、其報酬の意味を以て手数料を納入するのである。公證人、執達吏に對する手数料の如きを見ても其一斑を知ることが出来る。

◎使用料 一見手数料と同様であるが、之れは公の營造物即ち建物等の公共物を使用するとき支拂ふものである、官公立の圖書館の閲覧料の如き、病院への入院料、公園の入園料、動植物園博物館の入場料の如きは手数料でなく一の使用料である、之れは普通使用當時現金を以て納入するのである。

契約

◎契約 はつまり約束で民事上でも商事上でも約束は種々ありて一々數へ上ぐることは出来ぬ、其種類としては双務契約、片務契約、有償契約、無償契約、諾成契約、要物契約及び要式契約、實定契約、射替契約がある、要するに私法上の効力を生ぜしむるもので二人以上の意思が合致したるものである、賣買契約をすれば賣主は代金を受取る権利が出ると同時に物品を引渡さねばならぬ義務があり、又買主は物品を引受

る権利が生ずる代はりに其代金を支拂はねばならぬ義務が生ずるのである。契約には申込と承諾があつて成り立つものであるから以下之等に就て説明する。

◎申込の効力 申込は相手方の承諾を得て法律上の効力を生ぜしむる契約を成立せしめんとする意思表示である、此の時計を五圓にて買ふて呉と云ふのは申込である、故に明日散歩に出掛けやうとか晚餐を共にしやうと云ふが如きことは社交上のこととして申込といふことは出来ぬ、既に申込を爲した以上は被申込者の承諾次第直ちに契約が成り立つもの故猥りに申込を取消すことは出来ぬ、取消は期間の定めあるときは期間後其定めなき時は必らず相當の期間が経過した後でなければならぬ(民五二一)、尤も其承諾を拒絶したとき承諾期間を経過したとき、申込をなした事項が不能又は不法となつたときは其申込は効力を失ふこととなる、左に申込と申込取消の書式を示す。

◎契約申込書式

契約申込書

今般拙者所有ノ米國製自動車壹輛代金三千圓ニテ賣却致シ度候間御買入ニ候ハベ來ル何年何月何日迄ニ御承諾ノ御通知被下度此段申込候也

契約(申込の効力、契約申込書式)

契約（契約申込の取消書式）

年月日

府縣都市區町村番地平民（士族）職業

氏 名殿

氏

名印

而し凡ての契約申込が此様に嚴格に書くに及ばぬ、其事項の輕重によつて手紙でもよろしい、又ハガキでもよろしい。例へば

『人一代の法律』買受け申度候間來る何月何日迄に到着する様送本相成度此段申入候也

追て代金及郵税として金何圓小爲替券相添候

としてもよろしい。

斯くの如く期限を定めて置くときは期限迄に承諾がなければ別に申込の取消が要らぬが、若し其承諾期間を定めずして何時にても申込の取消の出来るやうに申込んだときは、左の申込取消書を送致すれば契約を取り結ばないことが出来る。

契約申込の取消書式

契約申込ノ取消書

何年何月何日拙者所有ノ米國製自動車一輛賣却ノ申込致候處右契約ノ申込ハ取消致候此段右及御通知候也

府縣都市區町村番地平民（士族）職業

年月日

氏

名印

府縣都市區町村番地職業

氏 名殿

◎承諾の効力 相手方から申込があつたるとき、其承諾期間内に承諾さへすれば茲

に契約が成り立ちて申込者、承諾者共に權利義務を有するに至る、尤も其承諾は申込の趣旨内容と同一でなければならぬ、例へば自働車を三千圓にて賣却するとの申込に對しては三千圓にて購求する意旨を以て承諾せねばならぬ、其申込に條件を附したり其他の變更を加へたるものは承諾でなく新たな申込をなしたるものと見做す（民五）、故に二千五百圓ならば其自働車を買ひ受くべしとの通知は前の申込を拒絶し新たに二千五百圓にて買ひ受くべしとの申込を爲したるものと見より外に仕方がない、此の承諾が對話であるときは別に紛争は起らぬが隔地者間に在りては承諾の期間が問題となるか

契約（承諾の効力）

契約（契約申込に對する承諾書式）

ら、承諾のみに限りて其承諾の通知を發したる時に於て既に承諾の効力の發生するものとして居る（民五）、元來承諾を發せぬ時は其申込が効力を失ふが申込者の意志又は取引上の習慣によりて、承諾と認め得らるる事實があれば承諾したるものと看做さる（民五）、又承諾の通知を爲しても期間後に到達したとき、及び申込取消の通知が承諾の通知を發する前に到達する筈であつた場合などは假令承諾の通知を發しても契約は成立たぬ、左に承諾書の書式を掲ぐ。

◎契約申込に對する承諾書式

契約申込ニ對スル承諾

貴下所有ノ米國製自動車壹輛代金三千圓ニテ賣却相成候ニ付拙者ニ於テ買受希望ニ候ヘハ御申込ノ期日迄ニ右申込ノ通ニテ買受ケ可申候茲ニ承諾ノ旨御通知致候也

年月日

府縣郡市區町村番地職業

氏名殿

氏

名印

承諾の告式を茲に示してあるが、之も必ずしも此様にするに及ばぬ、只其意味が分

明ればよろしい、尤も或る事項によつては必ずしも承諾書を送ることは必要でない
前例『人一代の法律』の注文のときは書肆から送本すれば夫れて承諾があつたことになるのである。

◎契約の成立 申込に對して承諾があれば夫れて契約が成立する、契約が成立すれば當事者の希望した法律上の効果が生ずる、例へば賣買であれば契約の成立と共に一方は物を引渡の義務が發生し他方は代金支拂の義務が發生する、其他の契約に於ても亦權利の創設、變更、消滅等夫れ々契約の種類によつて効果を生ずる。只要物契約と云ふのは當事者の申込承諾の外に物の引渡がなければならぬ、例へば消費貸借とか使用貸借とか云ふものは、當事者が貸しませう、借りませう、と云ふたばかりでは契約がなり立たぬ、其合意の外に物を引渡して始めて成立するのである。

◎契約の履行 契約が成立すれば履行の問題が起る、物の賣買には物の引渡と代金の支拂即ち是れである、然るに此双務契約の場合には同時履行の抗辯と云ふのがあ
る、夫れは賣手又は買手の一方のみが履行したに拘らず他方が履行しなかつたなら

約契（契約の成立、契約の履行）

契約（契約の解除、契約解除の通知）

ば、先きに履行した方が非常に不利な地位に立たねばならぬから、法律は公平を保たしむる爲めに一方が履行の提供を爲す迄自己の債務の履行を拒むことが出来るとしたのである、夫れて通常の場合に賣主が物を引渡さないで代金を請求することが出来ず、又買主は代金を支拂はないで物の引渡を求むることが出来ぬ、併し履行に付て期限の定めあるときは其期限を守らねばならぬ（五三三）。

◎契約の解除 とは契約によりて生じたる法律關係を嘗て契約なかりし状態に復歸せしむること、契約の取消と解除條件の成就とは法律上の性質を異にするが、其外形を見れば殆ど同一である、學者によつては契約の解除と取消とが同一性質のものであると云ふものもある、併し我民法では契約を解除したときは當事者が原狀回復の義務を負ふ（五四五）とし、取消の如き効果を認めぬと云ふのが通説である。

◎契約解除の通知 は單純なる意思表示である、其意思表示の方法に制限がないから口頭でも書面でも使者でもよろしい、若し後日の争となるやうな場合は内容證明郵便とか執達吏で契約解除の通知をするが頗る安全である、若し當事者が數人あるときは

は其數人より又は數人に對して之れを爲さねばならぬ（五四四）。

◎契約解除の方法 當事者が契約を締結するに當つて其一方に解除權を留保することもある、其ときは其契約の趣旨に基き契約を解除することが出来る、又契約の解除の意思表示がなくも當然解除せらるゝ場合がある、例へば六日のあやめ十日の菊の如きは採つて來られても用を爲さぬから別段契約解除の意思表示をしなくても當然解除せられて其あやめや菊を受取る義務がない、従つて代金を支拂ふを要せざるは勿論である。此様な場合には只今述べた様にして契約を解除せられるが、當事者が何等の定めもなさないときは解除權を有するものが先づ相當の期間を定めて其履行を催告し、若し其期間内に履行しなかつたなら契約を解除することが出来る、尤も履行の催告と契約解除の意思表示を一緒にするもよろしい、この場合は古い裁判例では一緒にするのはいかぬと云つて居つたが、最近では差支ないことになつて居る、併し學者中にも最近の判例には反對する人があるから別々にするのは安全の策である、左に催告狀と契約解除の通知書を示さう（五四一）。

契約（契約解除の方法）

契約（契約解除の履行催告状書式）
◎契約解除の履行催告状書式

催告状

府縣都市區町村番地

府縣都市區町村番地

催告人 氏

名

被催告人 氏

名

契約解除ノ爲メニスル履行ノ催告

催告ノ理由

一 催告人ハ被催告人ニ對シ被催告人肩書地所在家屋ヲ期限ノ定メナク貸與シタル所被催告人ハ何年何月分ヨリ其家賃ノ支拂ヲナサス金何百圓ノ支拂未納ヲ生シタリ
一 依ツテ催告人ハ右滞納金ノ支拂ヲ求メ若シ其支拂ヲナサザルトキハ民法第五百四十一條ニ基キ契約解除ヲナサン爲メ及本催告候也

催告ノ趣旨

被催告人ハ前示家賃滞納金何圓ヲ此催告狀送達後十日間内ニ支拂フヘシ
右及催告候也

年月日

被催告人氏名殿

右催告人 氏

名

右の催告状を出しても其期間内に支拂はなんだなら更に契約解除の通知を發する、尤も期間の相當なりや否やは事情によつて取極めねばならぬ、例へば五圓の金を拂へと云ふ時は三日も要らぬが、一萬圓とか二萬圓とかなれば普通十日も十五日も必要とする場合があるから、何れを以て相當とするやは各場合に就て極めるのである。

◎契約解除通知書式

通知書

何年何月何日付ヲ以テ家賃滞納金何圓ノ支拂方催告致候處其期間内ニ其支拂ヲナサザルトニヨリ民法第五百四十一條ニヨリ該家賃貸借契約ヲ解除ス

追テ此通知書到達ト共ニ家屋明渡相成度候

右及通知候也

府縣都市區町村番地

年月日

通知人 氏

名

府縣都市區町村番地

被通知人 氏 名殿

其他各種の契約によつて内容の文句を異にするが大體に於て此様に書けばよろしい、

契約（契約解除通知書式）

契約（契約解除の効果、解除権の消滅）

尤も之れは後日争ひとなることあるべきを豫想して書いたのであるが、重大なるもの普通の郵便とか葉書とかでもよろし。

◎契約解除の効果

契約が解除せらるれば初めから契約がないことになるから、買なれば物を引渡さなかつたなら之れを引渡すを要せぬ、従つて代金を支拂ふに及ばぬ、尤も既に物を引渡したときは相手方は之れを返還すべく、又代金を既に拂つてあつたときはそれを取戻すことが出来る、尤も金銭を返還する場合には受取つた日以後の法定利息（年五分）を支拂ねばならぬ、其他の契約に付ても之れと同様最初より契約がないことになる、只茲に注意すべきは貸借契約雇傭契約と云ふ様なものは契約解除の後にのみ効力を生ずる（五四五）。

◎解除権の消滅

解除権も一種の権利であるから他の権利と同様、抛棄等によつて無くなる、故に相手方が契約解除権を有し居るに拘らず、之を永く行使せぬ時は甚だ不安の地位に居らねばならぬ、それで相手方は解除権者に對して解除権を行使するかないかを催告し、若し行使せねば契約解除権がなくなつて了ふのである（五四七）。

◎契約解除の催告状書式

催告状

府縣郡市區町村番地

催告人 氏

名

府縣郡市區町村番地

被催告人 氏

名

契約解除權行使スルヤ否ヤノ催告

催告ノ理由

- 一 催告人ハ被催告人ト何年何月何日何何ノ契約ヲ締結シ被催告人ニ契約解除權ヲ留保シタリ
- 二 然ルニ右解除權ノ行使ニ付キ期間ノ定メナカリシヲ以テ相當ノ期間内ニ解除權ヲ行使スルヤ否ヤノ確答ヲ求メ若シ何等ノ返事ナキトキハ該解除權ヲ消滅セシメン爲メ催告ニ及ビ候

催告趣旨

被催告人ハ此催告狀受領ノ日ヨリ五日間内（相當期間ヲ記入スヘシ）ニ前示契約解除ヲナスヤ否ヤノ確答スヘシ
右催告ニ及ビ候也

年月日

右催告人 氏

名

被催告人 氏 名殿

此催告狀に返事がなければ夫れて解除權は消滅するのである。

契約（契約解除の催告状書式）

◎商法上の契約　も申込と承諾によりて成り立つことは民法の規定と何等異なる所はないが、商人は其の取引が頻繁であるから聊か民法と異なる點がある、申込に付ては大體左の差異がある

- (イ) 對話者間に於て申込をなしたるとき申込を受けたるものが直ちに承諾をしないときは申込の効力を失ふ、此の帽子を一圓にて買ふて下さいと客に勧めたとき客が何の返事もないときは直ちに申込の効力が失なくなる(商二六九)。
- (ロ) 隔地者間に於ける契約の申込ては相當の時期の間に於て承諾を發せないときは申込の効力を失ひ、後くれて承諾の通知を發したるときは新たなる申込と看做す(商二七〇)。

而して此の期間が一週間であるか十日間か十五日間が相當の期間であるや否は平素の取引關係から判斷するのである。次に承諾に付ては民法上申込を承諾するの義務なく又承諾せない旨を通知する義務もないが商法上にては之れに例外を設けて居る、即ち商人が得意先から其の營業部類に屬する商品に關して契約の申込を受けたときは、商

人の信用上及び慣習上から必らず承諾するとか、又は承諾を爲さない通知を發せねばならぬ、若し此の通知を發しないときは其の契約の申込を承諾したるものと看做さる、併しながら無制限に斯くの如く看做さるるものではない、即ち諾否の承諾を發せないときに其の申込を承諾したものと見做さる、又は左の條件を有するものに限られて居る(商二七一)。

- (一) 契約の申込を受けたる者が商人であること、
- (二) 商人が平素から取引を爲すものから其の申込を受けたること、
- (三) 商人が其の營業部類に屬する契約の申込を受けたること、
- (四) 申込を受けたる商人が遅滞なく諾否の通知を發せなかつたとき、

以上の場合に契約の申込から承諾したるものと看做さる。商人が申込を爲したるとき相當の期間内に諾否の通知が無いときは其申込を承諾したものと看做すことは前に掲げたるやうであるが又相當の期間内に通知を發しないときは承諾しないものと看做し、相當の期間後に爲したる承諾の効力を認めない場合もある

契約（約契約申込の失効に因る契約不成立通知書式、注文品の見本）

る、此の場合申込者は左の通知を發することを要する、

◎契約申込の失効に因る契約不成立通知書式

契約申込ノ失効ニ因ル契約不成立ノ通知書

何年何月何日拙者カ爲シタル自動車賣却ノ申込ニ對シ貴殿ハ該申込ニハ承諾期間ノ定メナキヲ以テ何時ニテモ之ガ承諾ヲ爲スモ妨ゲナシトノ理由ヲ以テ何年何月何日付ニテ該自動車買受ケ承諾ノ由御通知相成候ヘ共右ハ假令承諾期間ノ定メナキモ相當ノ期間内ニ於テ承諾ノ通知ナキ以上商法第二百七十條ニヨリ申込ハ其ノ效力ヲ失フベキモノナルヲ以テ相當期間ヲ經過セル今日ニ於テ承諾ノ御通知アルモ拙者ノ爲シタル申込ハ既ニ其ノ效力ヲ失ヒ居レバ該契約ハ成立致サズ候尤モ貴殿ノ承諾ハ商法第二百七十條第二項ニ依リ遅延シタル承諾トシテ拙者ニ對シ新タニ爲サレタル申込ト見做スモ差聞ヘ無之候ヘ共今日ニ於テハ右賣却ノ自動車ノ持合無之拙者ニ於テ承諾致兼候此段併セテ及御通知申上候也

府縣都市區町村番地

職業

年月日

氏

名

府縣都市區町村番地

氏 名

◎注文品の見本 商人が契約の申込と同時に見本を受取りたる時は假令其の申込

を拒絶したるときといへども之れを保管して置かねばならぬ、尤も保管費用は申込者の負擔と爲さねばならぬ、是れ商人の物品保管の義務と稱せらるゝものである、而して此の保管義務として其見本を保管するも、其保管費用が其物品の價格以上に達するときは其保管義務を負はないも宜い、否らざれば申込者が其見本品より價格の大なる保管費を出さねばならぬことになるからである（商二七二）。

◎連帯の推測 數人が共同したる一の行爲の爲めに債務を負担すれば、其債務者は多數であるから民法の原則によれば當然分割債務である（民二七）、然るに商法は數人が一人又は全員の爲めに商行爲たる行爲によつて債務を負担したときは、其債務は各自連帯して負擔するものと定めてある、例へば數人の米商人が合同して或ものから米を買ふた場合は勿論連帯債務を負ふのであるが其内の或一人即ち甲は利益を得て賣渡す意、乙は贈與する者、丙は食用の爲めに合同して買った場合も亦連帯である。保證債務の場合に於ても主たる債務が商行爲であれば保證債務は連帯である、亦保證債務が商行爲であれば之れも亦連帯となるのである、取引所て株を買ふたのに百姓が保證し

契約（連帯の推測）

契約（行為の有償、商行為の報酬請求書）

た場合は前の例で百姓が金を借りるのに銀行が保証したのは後の例である（商二七三）。

◎行為の有償 民法上では他の人の爲めに成る行為を爲すと特別の報酬契約をせない限り其報酬を請求することが出来ぬ、併し商法では商人が其營業の範圍内に於て他人の爲めに或る行為を爲したときは特に契約がなくとも報酬を請求することが出来る、例へば土地家屋の評価を業とする人に對して評價して貰ふた時の如き場合である、而して其報酬は地方の状況、商人の地位如何によりて定る（商二七四）、此の場合に於ける報酬の請求はかうである、

◎商行為の報酬請求書

評價ニ因ル商行為ノ報酬請求書

何年月何日御依頼ニ相成候土地建物ノ評價ノ行為ハ既ニ終了致シ候處未ダ之レガ報酬御支拂無之右ハ別ニ報酬ヲ約シタル義ニハ無之候得共右御委任ノ行為ハ拙者ノ營業ノ範圍内ニ屬スルヲ以テ商法第二百七十四條ニ依リ當然相當ノ報酬ヲ請求シ得ル義ニ有之候而シテ右報酬ハ金何圓何拾錢ヲ以テ相當ト致シ候ニ付キ速ニ御支拂相成度此段及請求候也

府縣郡市區町村番地
職業

年月日

氏

名

府縣郡市區町村番地職業

氏 名

◎債務の履行地 には付ては當事者の契約又は其の商行為の性質によりて定まることは云ふ迄もないが之によりて定むることが出来ぬときは左の場所に於て履行する

(一) 指圖債權、無記名債權及持參人拂の債權は債務者の現時の營業所（支店て爲したる取引ては支店）とす、

(二) 時計、自動車等の如く特に定まりたる物の引渡は其物の存在する場所て引渡す此の特定物以外の債務は債權者の現時の營業所とする（商二七八）。

◎債務履行の日時 是當事者の契約によるが法令又は商慣習上取引時間の定めがあるときは、其取引時間内に於て債務の履行を爲し又は履行の請求を爲すものである銀行、會社或は問屋などが日曜日を除き、土曜日は午前中執務することに定めてあれば、土曜日の午後と日曜日は債務の履行又は請求を爲すことが出来ぬ（商二八三）。

契約（債務の履行地、債務履行の日時）

贈與（贈與の意義、贈與契約書式）

贈與

◎贈與の意義 贈與は自分の財産を他の一方に無償で與へること（五四九）、つまり自分の財産を減らして他の人の利益を計るを謂ふのである、既に財産とあるから所有權、占有權、地上權、永小作權及び各種の債權も皆贈與することが出来る、方式書面又は口頭で宜しく、贈與者は受贈者に對して債務を負ふのみで受贈者は何等の義務がない。併し贈與者が他人の物を我が物であると稱して贈與したときは之れに因りて生じたる損害を負擔せねばならぬ、且つ負擔付として受贈者から何物かの財産上の義務を贈與者に對して負ふ場合にありては贈與者は賣主と同じく贈與物に付ての權利に瑕疵のないものを引渡し損敗したものであれば完全のものとして贈與せねばならぬ（五五二）

◎贈與契約書式

贈與契約書

府縣郡市區町村大字番地

一 田 何段何畝何歩

此地價金何程

前記土地ハ贈與者何某ノ所有ナルモ何某ハ之レヲ受贈者何某ニ贈與スルコトヲ約シ何某ハ之ヲ受諾セリ依テ之レヲ證スル爲メ此證書ヲ作り各一本ヲ保存スルモノ也

年月日

府縣郡市區町村番地職業

贈與者 氏

名

而して贈與が動産なれば其物の引渡あれば、其の他に何等の手續を要せないが、土地家屋の如きものにありては矢張り不動産登記法の定むる所に従がひて登記せねばならぬ、左に申請の書式を掲ぐる

◎土地贈與登記申請書式

土地贈與登記申請

郡市區町村大字番地

一 田 何段何畝何歩

一 登記ノ原因及び其日附 何年何月何日付土地贈與證書

贈與（土地贈與登記申請書式）

賣買と交換（賣買ノ意義）

- 一 登記ノ目的 所有權移轉ノ登記
- 一 土地ノ價格 何程
- 一 登録税 何程

右登記相成度別紙贈與證書及ビ贈與者何某ノ權利ニ關スル登記済證相添へ此段申請候也

年月日 郡市區町村番地 贈與者 氏 名
 郡市區町村番地 受贈者 氏 名

區裁判所(出張所)御中

次に土地の一筆の内其半分の土地を贈與したる場合には「土地一部贈與登記申請」として前記の様式の申請書を作成し、其登記の目的を所有權一部の登記とし、「權利移轉ノ部分」の一項を加へ之に幾分の一とし次に「持分ノ」格價何圓と記載すれば、他の記載事項は全く前掲の登記申請と同一である。

賣買と交換

◎賣買の意義

は解説する迄もない賣り買ひのことで賣主が土地、家屋、時計、衣

類等財産權の目的となるものを買主に引渡し、其對價として定めたる代金を受け取るものに外ならぬ、要するに賣買は或る財産權を相手方に移轉するものである(五五)故に代金にあらざして品物を交附するときは賣買の性質を失ふて交換となる、此の賣買の意義は民事上竝に商法上同一であるが取引の法律關係は稍其の趣きを異にして居るから左に大體に付て述べやう。

◎民法上の賣買 とは商人でないもの同士の賣買行為であるから、其關係も當事者の意思に重きを置かれてある、此賣買の實行に先ちて當事者双方又は一方から將來賣買するとか賣り渡すとか豫約をなし賣買の本契約を結ぶことがある、例へば今秋收穫したる肥後米を何圓にて賣渡すことを約束して置くとか買手の承諾次第何時でも賣買契約が成立つのである(五五六)、左に其豫約書の一例を掲ぐる。

◎賣渡豫約契約書

賣渡豫約契約書

一 肥後米 何石 一石の價何程

但シ何石マデニ限ル

賣買と換交（民法上の賣買、賣渡豫約契約書）

賣買と交換（豫約賣買完結通知書、手附金）

右肥後米前記ノ價格ヲ以テ御買入相成候ハバ右何石以内ニ限り何年何月何日迄御賣リ渡シ可申候也

府縣郡市區町村番地職業

年月日

府縣郡市區町村番地

氏名殿

此の賣渡の豫約に基きて買入れんとするものは左の通知を爲せば直ちに賣買の本契約を爲すことが出来る、

◎豫約賣買完結通知書

豫約賣買完結通知書

肥後米何石以内ニ限り一石何圓ニテ御賣渡シ相成義何年何月何日御豫約相成リ居リ候ニ付テハ何石限り豫約ノ代價ヲ以テ買受ケ可申候右賣買完結ノ旨及通知候也

府縣郡市區町村番地職業

年月日

府縣郡市區町村番地

氏名殿

◎手附金 は買主が賣買契約を反古にするときの方法として賣主に渡し置くもので

ある、故に其手附金さへ棄て、損をする積りなれば、何時でも賣買契約を解除することが出来る、其場合は左の通知書を賣主に發せねばならぬ（五五七）。

◎手附金拋棄賣買契約解除通知書

手附金拋棄賣買契約解除通知書

貴殿御所有ノ家屋ニ付キ手附金何圓差上ゲ何年何月何日貴殿ト賣買契約ヲ締結致シ未ダ契約履行御着手前ニ候處拙者ノ都合上民法第五百五十七條ニ依リ差上置候手附金ヲ拋棄シ右契約ヲ解除致シ候間此段御通知候也

府縣郡市區町村番地職業

年月日

府縣郡市區町村番地職業

氏名殿

而して買主が斯くして賣買契約を解除することが出来る如く、賣主も亦手附金の倍額を償還すれば其賣らんとするものを賣り渡さないことも出来る、此の場合に於ける通知はかうである、

◎手附金倍額償還賣買契約解除通知書

手附金倍額償還賣買契約解除通知書

交換と買賣（手附金拋棄賣買契約解除通知書、手附金倍額償還賣買契約解除通知書）

交換と賣買（賣主の義務、買主の義務）

拙者所有ノ家屋ニ付キ手附金何圓領收ノ上何年何月何日貴殿ト家屋賣買契約締結致シ未ダ之レガ契約履行前ニ候處右ハ拙者ニ於テ都合有之候ニ付キ民法第五百五十七條ニ依リ曩ニ受領セシ手附金ノ倍額金何圓ヲ償還シ右賣買契約ヲ解除致シ候間右御通知申上候也

府縣郡市區町村番地職業

氏

名

府縣郡市區町村番地

氏 名

◎賣主の義務

として先づ其賣買の目的物の権利を買主に移轉せねばならぬ、故に若し賣主が他人の所有物を以て賣買の目的物となしたるときは、賣主は其物の権利を取得し更に之を買主に引渡さねばならぬ(五六〇)若し賣主が其権利を取得することが出来なるときは買主から賣買契約の解除を請求せられ且つ損害の賠償を爲さねばならぬ、此他賣主は其目的物が破損したとき又は引渡すことが出来なるときは代償を減少したり又は契約を解除し、尙損害を賠償せねばならぬ(一以下)、同時に賣主は代金を受取るべき権利がある。

◎買主の義務

は賣主に對して其目的物の賣價を支拂ふ一點にある、其支拂場所と

時日とは普通目的物の引渡と同時にする、若し買主が代金を支拂はぬときは期限の翌日より代金に對する利息(即ち年五分)を支拂はねばならぬ(民四〇四)、尤も買主は其目的物の引渡を受けないときは其代金を支拂ふの義務がない。

◎賣買の實行

をすれば其代金は賣主又目的物は買主の所有となるものであるが、土地、家屋、立木、船舶等の如きものは、各登記法の定むる所に從つて登記せねば他人に對して其賣買のありたることを主張することが出来ない、始め賣買する時に自分の所有物と思ひしものが他人の所有物であつたときは賣主から該賣買契約を解除する又其物の一部分が他人の所有に屬して居る場合は其部分丈の代金を減少するか又は其賣買契約を解除せねばならぬ。次に土地三段歩とせるも二段九畝丈の坪數しか無いときは買主は賣主に對して契約の解除又は代金の減額を請求することが出来る(六三五六)、左に此の場合に於ける代金減額の請求書を掲ぐる、

◎數量指示賣買物の不足に因る代金減額請求書式

數量指示賣買物ノ不足ニ因ル代金減額請求書

交換と賣買（賣買の實行、數量指示賣買物の不足に因る代金減額請求書式）

交換と賣買（賣買契約解除通知書式）

何年何月何日ノ土地賣買契約ニ因リ市街宅地郡村宅地壹坪金何圓當リヲ以テ貴殿ヨリ買受ケ候處今般丈量ノ結果ニヨレバ總坪數何程ニシテ貴殿御指示ノ總坪數ヨリ何坪ノ不足ニ候右ハ全ク數量ヲ指示シテ賣却シタルモノニシテ契約ノ當時其ノ不足ナルヲ知ラザリシモノニ付キ民法第五百六十五條及ビ民法第五百六十三條ニ依リ不足部分ニ對スル代金何程減額相成度此段及請求候也

府縣郡市區町村番地職業

年月日

買主 氏

名

府縣郡市區町村番地職業

氏 名殿

以上の如き代金減額の請求を爲し得るも、尙買主が其土地に家屋土藏等を建築する見込であつたが、其總坪數が指示したる總坪數より甚だ差異がある爲めに、折角の目的を達することが出来なるときは契約の解除を爲すことが出来る。次に其品物に瑕かあるときは矢張り賣買契約の解除することが出来る（五七〇）、其場合に於ける買主の爲す通知書はかうである

◎賣買契約解除通知書式

賣買契約解除通知書

何年何月何日ノ賣買契約ニヨリテ貴殿ヨリ買ヒ受ケ候金側時計ハ賣買契約當時貴殿ヨリ何等取理ニ付テノ御指示無之從テ拙者ニ於テモ完全ナルモノト信ジ買ヒ受ケ候處意外ニモ器械ノ内部ニ毀損有之爲メニ共用ヲ辨ズルコト能ハズ全ク賣買契約ノ目的ヲ達スルコト能ハザル義ニ有之候依テ民法第五百七十條及ビ民法第五百六十六條ニ依リ右金側時計賣買契約ヲ解除致候間此段及御通知候也

府縣郡市區町村番地職業

年月日

氏

名

府縣郡市區町村番地職業

氏 名殿

◎土地賣買の登記 は其賣買を明かにし賣買者以外即ち第三者に對抗するに必要であるから、賣買の實行と共に其の登記をなすを怠つてはならぬ、左に其申請の書式を掲ぐる、

◎土地賣買登記申請書式

土地賣買登記申請

郡市區町村大字何番地

一 田 何段何畝何歩

一 登記原因及ヒ其日附 何年何月何日附土地賣渡證書

交換と賣買（土地賣買の登記、土地賣買登記申請書式）

交換と賣買（土地所有權一部移轉登記申請書式）

- 一 登記ノ目的 所有權移轉ノ登記
- 一 土地ノ價格 金何程
- 一 登録稅 金何程

右登記相成度別紙土地賣渡證書及ビ何某ノ權利ニ關スル登記濟證相添へ此段申請候也

年月日

郡市區町村番地

賣主 氏

名印

區裁判所（出張所）御中

右は土地の賣買のときの登記申請であるが建物のときは其目的物を變更すれば宜しい次に土地の一部を賣渡したる時の登記申請の例を掲ぐ

◎土地所有權一部移轉登記申請書式

土地所有權一部移轉登記申請

郡市區町村大字番地

- 一 烟 何段何畝何歩
- 一 登記原因及其日附 何年何月何日付賣渡證書

◎土地所有權保存登記申請書式

土地所有權保存登記申請

何郡市區町村大字何々何番地

交換と賣買（土地所有權保存登記申請書式）

- 一 登記ノ目的 所有權一部移轉ノ登記
- 一 登記スベキ部分 貳分ノ壹
- 一 特約事項 五ヶ年間分割ヲ爲サル契約
- 一 移轉部分ノ價格 金何程
- 一 登録稅 金何程

右登記相成度別紙土地所有權一部ノ賣渡證書及ビ何某ノ權利ニ關スル登記濟證相添へ此段申請候也

年月日

郡市區町村番地

賣主 氏

名印

區裁判所（出張所）御中

而して該土地が未だ登記せられて居らぬ場合（開墾地ニテ）には左の如き登記を爲して置かねばならぬ。

交換と賣買（建物賣買登記申請書式、登記済証交付申請書式）

- 一 田 何畝何歩
- 一 登記ノ目的 土地所有權保存ノ登記
- 一 土地ノ價格 金何程
- 一 登録稅 金何程

右登記相成度別紙土地臺帳曆本（又ハ判決曆本）相添へ不動産登記法第一百五條第壹號（又ハ第貳號）ニ依リ此段申請候也

郡市區町村番地

年月日

申請人 氏
又ハ代理人 氏

名印 名印

區裁判所（出張所）御中

◎建物賣買登記申請書式

此の登記申請に添付すべき登記済証は如何にして得るかと云ふに、之は假設登記簿から登記簿に移したるとき交付せらるべきもので其の申請書はかうである、

◎登記済証交付申請書式

登記済証交付申請

何郡市區町村大字何々何番地

- 一 宅地何段何畝何歩
- 一 登記ノ種類 何々ノ登記

右假設登記簿ヨリ登記簿ニ移シタルニ付キ登記済証交付可相成旨何年何月何日ノ御通知ニヨリ右登記済証御交付相成度別段假設登記簿ニ於ケル登記済証相添へ此段申請候也

郡市區町村番地

年月日

申請人 氏

名印

區裁判所（出張所）御中

而して此の登記済証が滅失したるときは登記済証に代るべき保證書を添付せねばならぬ、其保證書は左の書式にて作成すれば宜しい、

◎登記済証書に代る保證書式（但し保證人は二名以上を要す）

保證書

何郡市區町村大字何々何番地

一 畑 何畝何歩

一 被保證人が受ケタル登記 某ノ受ケタル登記ハ何年何月何日何町村土地登記番號第何號

右不動産登記法第四十四條ノ規定ニ依リ登記義務者某ノ人違ナキコトヲ保證致候也

郡市區町村番地

交換と賣買（登記済証書に代る保證書式）

交換と賣買（不動産所有者の印鑑と證明、交換の意義）

年月日

區裁判所（出張所）御中

保證人 氏

名印

○不動産所有者の印鑑と證明 不動産の所有者は必ず印鑑を登記所及び、市町村役場に提出せねばならぬ、其印鑑の雛形は幅一寸に堅五寸である、若し銀行、會社等の如き法人の代表者であれば氏名の肩書に事務所、營業所、法人の名稱并に代表者たる資格を明記することを要する。

其他謄本、抄本（登記簿）の交付申請、登記簿の閲覧申請等もあるが之等は會社の商號の節に掲げてあるから重複を避けて掲げない、其他假登記、變更の登記等の申請もあるが皆之等に準じて作るが宜い。

○交換の意義 は當事者相互に金錢でない財産權を移轉すること（五八六）、賣買に異なる所は唯金錢以外のものを引渡すにある、即ち銀側時計を有する者が其の時計を以て他の一方が所有して居る羽織一枚とを取り交へ、其の羽織の所有權を得ると同時に銀時計の所有權を羽織の前所有者に移轉する行爲の如きは之である、尤も金錢で其の

交換物の價格の不足を補ふことは差闕へがない、即ち甲者が十圓の銀時計を有して乙者が八圓の紹羽織を所有する場合に於て、甲と乙とが互に其の時計と羽織とを交換するに際し、乙が二圓を甲者に支拂ひて其の不足して居る價額を補はふこと少しも交換として妨げない。

○交換契約書式

交換契約書

府縣都市區町村番地職業

氏

名(甲)

府縣都市區町村番地職業

氏

名(乙)

右當事者ニ於テ交換ノ爲メ左ノ交換契約ヲ締結ス

一、右何某(甲)ハ次項ニ掲ケタル不動産ト交換スル爲メ其ノ所有ニ係ル左記ノ不動産ノ所有權ヲ右何某(乙)ニ移

轉スルコトヲ約ス

府縣都市區町村番地大字番地

一 如 何段何畝何歩

此地價金何程

交換と賣買（交換契約書式）

交換と賣買（交換契約書式）

府縣郡市町村宅地大字字番地

一 田 何段何畝何歩

此地價金何程

二、右何某（乙）ハ前項ニ掲ゲタル不動産ト交換ノ爲メ其ノ所有ニ係ル左ニ掲記スル不動産ノ所有權ヲ右何某（甲）ニ移轉スルコトヲ約ス

府縣郡市區町村大字字番地

一 郡村宅地 何段何畝何歩

此地價金何程

右契約ヲ證スル爲メ此ノ證書ヲ作り署名捺印シ各其ノ一本ヲ保存スルモノ也

年月日

右

氏

名印

氏

名印

若し此の交換の時に金銭をも交附するときは不動産を記載したる次項は一金何圓と記し別に一項を設け、「前項ニ掲ゲタル金何程ハ此ノ契約締結ト同時ニ右何某ヨリ右何某ニ交附シタリ」と記載すれば宜しい。次に不動産の交換であれば、相互の所有權を移轉せしむるものであるから、双方ともに不動産交換登記申請を爲することを忘れては

ならぬ、若し登記を爲さぬときは交換したとの効力は當事者双方のみに限られ第三者に對抗することが出来ぬ、故に遅滞なく登記の手續を行ふべきである。

◎土地交換登記申請書式

土地交換登記申請

郡市區町村大字字番地

一 田 何段何畝何歩

一 登記原因及び其日附 何年何月何日附交換證書

一 登記ノ目的 所有權移轉ノ登記

一 土地ノ價格 金何程

一 登録税 金何程

右登記相成度別紙土地交換證書及ヒ何某ノ權利ニ關スル登記濟證相添へ此段申請候也

郡市區町村番地

郡市區町村番地

登記義務者 氏

名印

登記權利者 氏

名印

區裁判所（出張所）御中

交換と賣買（土地交換登記申請書式）

交換と賣買（買戻特約附土地賣買登記申請書式）

而して土地の賣買交換と同じく建物の賣買交換も同一の書式に依り登記申請を爲さねばならぬ、唯煉瓦（木造）、瓦（スレート又はトタン）葺、平屋建又は二階建何棟とし、其の建坪を記載すれば宜しいのである、此の建物にも所有權保存登記、附屬建物新築登記、建物分割登記、建物構造變更登記、建物滅失登記、建物番號の變更登記等があるが、何れも前掲の登記申請と同一様式であるから之れは省略する。而して世間に多く行る、買戻特約附賣買の登記は土地又は家屋の如き不動産賣買のとき、特に買戻をなすことを約したるときに爲す登記である、左に其の申請の書式を掲ぐる

○買戻特約附土地賣買登記申請書式

買戻特約附土地賣買登記申請

郡市町村大字番地

- 一 田 何段何畝何歩
- 一 登記原因及ヒ其日附 年月日付土地賣渡證書
- 一 登記ノ目的 所有權移轉ノ登記
- 一 特約事項 何年間買戻ヲ爲シ得ルノ契約
- 一 土地ノ價格 金何程

一 登録税 金何程

右登記相成度別紙土地賣渡證書及ヒ何某ノ權利ニ關スル登記濟證相添へ此段申請候也

郡市區町村番地

年月日

賣主 氏

名

郡市町村番地

買主 氏

名

何區裁判所（出張所）詞中

○買戻の意義 は土地、家屋の如き不動産の賣主が其の不動産の賣買契約を爲すと同時に、買主が支拂ひたる代金と其の契約の費用一切を支拂ひて其の賣買を解除することである（五七九）、故に時計、衣服、其他の動産には買戻がない、期間は十ヶ年より永くすることが出来ぬ、何等の定めないときは五ヶ年内に買戻さねばならぬ、大抵其の買戻の契約を登記することになつて居る。左に買戻契約書を掲ぐるが時としては不動産賣買契約と同一の書面であることも出来る。

○不動産買戻特約書式

不動産買戻特約書

交換と賣買（買戻の意義、不動産買戻特約書式）

交換と賣買（商法上の賣買）

府縣郡市區町村番地職業

府縣郡市區町村番地職業

賣主 氏

名

買主 氏

名

右當事者間ニ於テ不動産買戻ノ特約ニ付キ左ノ契約ヲ締結ス

第一條 賣主何某ハ此ノ特約ト共ニ締結シタル不動産賣買契約ニ因リテ買主カ拂ヒタル代金何程及ヒ賣買契約費

用何程ヲ買主何某ニ返還シ右賣買契約ニ因リテ賣渡シタル左ノ不動産ノ賣買ヲ解除スルコトヲ得

何府縣何郡市區何町村大字何番地

一 如 何故何歩 此地價金何程

第二條 右不動産ノ果實ト賣買代金ノ利息トハ相殺シ前條契約解除ノ時ニ於テ當事者双方ヨリ請求セサルモノト

ス

第三條 第一條ニ掲ケタル買戻ノ期間ハ此ノ契約ノ日ヨリ起算シ滿十ケ年トス

第四條 此特約ト同時ニ爲シタル右當事者間ノ不動産賣買契約書ノ謄本ハ此契約書ニ添附スルモノトス

右契約ヲ證スル爲メ此證書二通ヲ作り署名捺印シ各一本ヲ保存スルモノ也

年月日

右 氏 氏

名 名

◎商法上の賣買

も素より前記の民法上に於ける賣買と格別の相違は無いが、商

人間の取引は商略上多くの場合に於て敏活を尙ぶから特に賣買の性質、又は賣主、買主の約束で一定の日時、一定の期間内に其の賣買契約の履行を爲さぬときは、賣買の目的を達することが出来ない場合、賣主又は買主の一方が其の契約の履行を爲さず、其の時期を経過するも相手方が其の履行を請求せないとときは賣買契約を解除したるものと看做す(二八七)、之に反し民法では解除の通知がない時は決して斯様の推定を爲さぬ。

◎物品の引渡 買主は賣主をして品物を買主に引渡さしむる権利があると同時に之を受取る義務がある、故に買主が故なく物品を受取らぬときは、賣主は其物品を供託し又は其の物品を競賣して其の代金を供託し賣主の義務を全ふする、而して賣主としての権利即ち代金支拂の請求をなし、又は競賣代金の一部又は全部を以て賣渡の代金に充當することが出来る、此の競賣を爲すときは買主に直ちに通知するものである。

左に買主が品物を受取らぬ場合に賣主が其の受取方を催告する通知書を掲ぐ、

◎賣渡物受取の催告書式

賣渡物受取ノ催告書

交換と賣買（賣渡物受取の催告書式）

交換と買買（賣渡物受取の告催書式）

何年何月何日ノ賣買契約ニヨリ、貴殿ニ賣渡シタル自動車壹輛代金三千圓也御支拂ノ上右自動車御受取相成候様ニ御通知致シ候へ共該代金ハ今日ニ至ルモ未タ御支拂無之且自動車ノ受取モ拒絶相成候ニ付テハ更ニ本日ヨリ十日間ノ期間ヲ定メ候ニ付此ノ期間内ニ於テ該代金御支拂ノ上自動車御受取ニ相成度此ノ期間内ニ之ヲ爲サ、ルトキハ商法第二百八十六條ニ依リ右目的物タル該自動車ヲ競賣ニ付シ其ノ代金ヲ以テ賣渡代金ニ充當可仕候右商法第二百八十六條ニヨリ此段及催告候也

府縣郡市區町村番地職業

年月日

賣主 氏

名

府縣郡市區町村番地職業

買主 氏 名殿

其の供託することに付ては供託法に關する手續を參照せられたい、而して金錢又は有價證券でない物品は倉庫營業者に供託するので、其の供託書には供託物の種類、品質數量及び荷造りの種類、箇數を詳記するの外、評價金、保管料、供託の原因、供託物を受取るべきものの住所氏名、反對給付の目的物等を記載し、供託者が署名捺印して供託品と共に倉庫營業者に保管を囑托するのである、而して買主が引取方の催告に記載した期間内に其の自動車（物品）を受取らぬときは、已むを得ず競賣に付するより他に

方法はない、此の時に際して愈々競賣したる場合に於ては左の如き通知書を發せねばならぬ、尤も該物品が腐敗し又は損毀し易いものであるときは前記の如き催告を爲さずして直ちに競賣することも出来る（商二八六）。

◎賣渡物競賣通知書式

賣渡物競賣ノ通知書

何年何月何日ノ自動車賣買契約ニヨリテ貴殿ニ賣却致セシ自動車壹輛何年何月何日ヨリ何年何月何日ニ至ル何日ノ期間内ニ右代金御支拂ノ上目的物タル該自動車御受取相成度若シ該期間内ニ代金ノ御支拂ナキニ於テハ該自動車ヲ競賣ニ付スベキ旨ヲ何年何月何日付ヲ以テ及催告置候處右期間内ニ該代金ノ御支拂無之且ツ自動車ノ受取モ爲サレザルニ付キ商法第二百八十六條ニヨリ右目的物タル自動車競賣ノ上競賣代金ノ一部ハ之ヲ掛者ニ受取ルベキ代金ニ充當シ殘金何程ハ之ヲ供託致シ候右商法第二百八十六條ニヨリ此段及御通知候也

府縣郡市區町村番地職業

年月日

賣主 氏

名

府縣郡市區町村番地職業

買主 氏 名殿

此の代金の供託は供託法によりて本、支金庫に供託するものである。

交換と買買（賣渡物競賣通知書式）

交換と買主（買主の物品検査と保管義務、買受物の瑕疵通知書式）

◎買主の物品検査と保管義務 遠地からの取引は商人間の常態である、時としては数量の不足もあらうし、品物に瑕があることもあらう、此の場合一年も二年も過ぎてからヤレ品物か悪るとか、数が不足とか云ふて代金の減額やら買主の解除を爲すやうでは取引上の安全を保つことが出来ぬから、買主は其の受取りたる物品を直ちに検査する義務がある、而して以上の事由があれば契約の解除も代金の減額も損害の賠償も請求することが出来る。併しながら買主が直ちに之を検査しないときは以上の権利を失ふ、但し内部にある隠れたる瑕疵のみに付ては六ヶ月内に通知すれば以上の権利があるのである（商二八八）、此の場合に於ける通知書はこうである、

◎買受物の瑕疵（数量不足）通知書式

買受物ノ瑕疵（数量不足）通知書

何年何月何日貴殿ヨリ買受候相馬焼ノ陶器何程ヲ受取ノ後遅滞ナク之ヲ検査シタル所何々ノ瑕疵（又ハ箇數何程可有之ノ處何程ノミニテ何程ノ不足）アルヲ發見致シ候ニ付キ商法第二百八十八條ニヨリ此段不取敢及御通知候也

府縣郡市町村香地職業

年月日

買主 氏

名印

府縣郡市區町村香地

賣主 氏 名印

次に以上の如き場合に於て賣買契約を解除したるとき、又は賣主が誤りて買主の注文したる物品以外の物品を賣主に送り届けたとき、又は數量を多く引渡したときは買主は之を保管せねばならぬ、即ち自ら之れを保管し、又は供託する手續をすることになる。

貸借

◎貸借の意義 一言せば他人に或る物を貸し又は他人から或る物を借りることである、尤も此貸借は社會が複雑になり、人智が進むに従つて多く行はれる、金錢の貸借、家屋、土地の貸借は今も昔しも變らぬが、近代に至りては衣服調度の貸借から貸本、貸車、貸家、貸自動車、貸別荘等があり、更に夜具、道具の類、日用品までの貸借が行はれて居る。

◎貸借上の利息 貸借上別に約束なくば利息を拂ふに及ばぬが、約束あれば民法上

貸借（貸借の意義、貸借上の利息）

貸借（貸借の種類、消費貸借、金銭の貸借）

年二割（明治十年）迄支拂はねばならぬ。併し利息はあるも利率を定めて置かなんた場合は、年五分の利率でよろしい（四〇四）、又商人間の貸借は必ず年六分の利率で返還する日迄利息を支拂はねばならぬ（商二七六）。

◎貸借の種類 以上掲ぐるやうに千差萬別一々列擧するに堪へぬが法律上から之れを分類すると消費貸借、使用貸借、質貸借の三種となる、以下之に就て説明する。

◎消費貸借 は當事者の一方即ち借主が種類、品等及び數量の同じものを返還することを約し、當事者の一方即ち貸主から或るものを受取ることである（五八七）、故に消費貸借は、金銭、米穀、石油、砂糖の如きもので、借主が其の借りたものを消費し、一定の期日に至りて貸主から借りたものと同じ性質のもの（同數量）を返還するのである。普通の消費貸借は別に約束がなければ利息を拂はないでもよい。又利息の約束がなくば債権も之を請求する権利ない。而して消費貸借といへば重に金銭の貸借を意味するから以下金銭の貸借に就て記さう。

◎金銭の貸借 は申す迄もなく金銭の借り貸してある、假令小切手を以て貸主から

受け取つても矢張り支拂を受けたときは金銭の貸借が成り立つのである、此の金銭の貸借は信用で爲すものと擔保を提供して爲すものがある、信用上の貸借とは借主から何の擔保を提供せず必ず期限迄には辨濟するものと信用せられて借り受くるのである。

◎信用上の貸借 に付て貸主は借主の地位と名譽とに餘程の注意を拂はねばならぬ借主が官吏、軍人（勳章持）教員、會社員、華族、名門學生又は世の信用と尊敬を受けて居る人なれば決して借金を踏み倒すことはないが、然らずして世間の人の口などは何といはれても構はぬやうな人に貸してはならぬ、尤も信用上の貸借では別に證書も要らぬやうではあるが人世の有爲轉變と人の心の變り易いものであることを考へる以上は確かな證書を收めて置くが宜い、證書でも公正證書にすれば尙更ら安心が出来る。

◎擔保付の貸借 は土地、家屋其他の不動産或は有價證券（公債）等の動産を擔保とし之に相當する金を貸借するのである、而して此の場合は借主よりは寧ろ擔保品を目

貸借（信用上の貸借、擔保付の貸借）

貸借（連帯保証人の必要）

的として貸すものであるから、借主が期日迄に返金せぬと雖も此の擔保品で皆済することが出来るのである、従つて此の貸借證書は必ず公證人役場に於て成規の手續を済まし、若し借主が債務を履行しないときは直ちに強制執行が出来る文面の公正證書を作成して置くが可い、又貸主は借主に對して此の擔保品以外に保證人を置くことを申し出づるも宜い、保證人は借主が借金を返還せぬときは借主に代りて返還する義務を負ふものであるから、貸主にとりては最も有効なる擔保となる。

◎連帯保証人の必要

保證人は借主に代はりて貸主に對して返還の義務があるけれども、單に保證人となるのみであれば先づ借主が借金を支拂ひ不足分を保證人から支拂ふことになるから、貸主は第一に借主の方から、貸金を取り立てる事に努めねばならぬ、若し借主に對して催促をする間に於て保證人は如何なる方法を講ずるか知れぬ或は折角用意して置いた保證人も何の役に立たぬことになるから、保證人を立つる程ならば寧ろ連帯保證人として立つるが宜い、此の連帯保證人とは借主と同一の義務を負ひ、貸主は其の返還期日になれば連帯保證人のみに對しても全額の請求を爲すこと

が出来、つまり連帯保證人は借主と同一の地位に立つものであるから貸主に對しては最も都合の宜い保證人である、故に金銭を貸し出さうとする人々は深く此の點に留意し、又利子なども法律で制限したる以上に高く取つてはならぬ。左に證書を掲ぐ。

◎通例の金銭借用證書

金銭借用證書（保證人あるときは借主の次に保證人氏名を記載して捺印すべし）

一金何圓也

但利子 一ヶ月金何圓何拾錢（又八年何割）

右ノ金員借用候處實正也、然ル上ハ何年何月何日迄ニ返済仕リベク利息ハ毎月末日貴殿方へ持參支拂仕ル可ク萬一利息ノ支拂一ヶ月ニテモ相延滞候節ハ期限ニ拘ラズ元利一時ニ御請求相成候モ異議申立間敷候仍テ金銭借用證書差入置候也

年月日

府縣郡市區町村番地

氏名殿

借主 氏

名印

◎金銭以外の消費貸借書式

證書の例を掲げる、

は主として米穀類、砂糖類であるから、左に米穀借用

貸借（通例の金銭借用證書、金銭以外の消費貸借書式）

貸借（消費貸借の目的物返還催告書式）

米穀消費貸借契約

一 肥後米 上等精白米 何石

前記ノ物件借用候處實正也然ル上ハ何年何月何日何所ニ於テ前記ノ物ト種類品等及ビ數量ノ相同ジキモノヲ御返還可致候萬一右ノ返還ヲ爲スコト能ハザルニ至リタルトキハ其ノ時ニ於ケル前記物件ノ價額ヲ辨償可仕候依テ右借用證差入置候也

府縣郡市區町村番地

借主 氏

名

府縣郡市區町村番地

貸主 氏 名殿

而して當事者か返還の時期を定めないときは貸主から相當の期間を定めて返還の請求を爲すが宜い、此の場合にはかう云ふ催告を必要とする、

◎消費貸借の目的物返還催告書式

消費貸借ノ目的物返還催告書

何年何月何日貴殿ト締結致候何々消費貸借契約ニ於テ其ノ目的物ノ返還期ヲ定メザリシ處右ハ來ル何年何月何日マテニ御返還相成度民法第五百九十一條ニ依リ此段及催告候也

府縣郡市區町村番地

年月日

貸主 氏

名

府縣市區町村番地業

借主 氏 名殿

◎使用貸借の意義

使用貸借は同じく貸し借りであるが只だ借主が無料で使用収益

を爲したる後貸主に返還するのである(五九三)、其の目的は土地でも家屋でも又は衣服時計、俵、養蠶道具でも宜しい、皆其の性質に従かつて使用し収益する、例へば家屋なれば之れに住居し衣服なれば着用する、机、本箱なれば書齋の用に充て書籍なれば閱讀し、田畑なれば耕作して米穀其他の農産物を收穫する、而して何れの場合を問はず借主が自由に賣買贈與、毀損することが出來ず、必らず元物を貸主に返還せねばならぬ、且つ無償(即ち無賃、無料)でなければならぬ、書式は消費貸借と同じく只利息の記載がなくて宜しい。

◎借主と貸主の關係

借主は其の目的物を受取りたる以上は善良なる管理人の注意

を以て其物を保存し、且約束に定めたる用方に従つて使用収益し、貸主の承諾が無ければ他人に轉貸することが出來ない、此の貸借の期限が無いときは貸主は何時にても

貸借（使用貸借の意義、借主と貸主の關係）

貸借（使用貸借證書式）

其返還を請求する（五九七）、又借主が死亡すれば此使用貸借は消滅する（五九九）、蓋し使用貸借は借主を信用して貸すものであるから、猥りに貸借上の権利を承継せしめぬは當然である、尙借主が借用物の用法に従はず、若くは貸主の承諾なくして他人に轉貸したるときは、貸主から其の使用貸借を解除することが出来るのである、左に使用貸借證書の一例を擧ぐる、

◎使用貸借證書式

農具借用證書

- 一 耕作用鋤 五挺
- 一 耕作用鋤 拾挺
- 一 養蠶用蓆 百枚
- 一 何々 何程

前記ノ農具無償ニ借用候事 實正也 然ル上ハ右借用物ハ其ノ用法ニ從ヒテ自用ニ供スル外他ノ用途ニ供セズ且又第三者ニ轉貸セズ尙之レニ要スル費用ハ 拙者ニ於テ負擔致シ候 而シテ右借用物ハ何年何月何日ニ於テ返還可仕 萬一拙者ノ責ニ依リテ毀損シタルトキハ 拙者ニ於テ賠償可致依テ借用證書差入置候也

年月日

府縣市區町村番地

借主 氏

名

府縣市區町村番地

貸主 氏 名殿

◎貸借の意義

貸借は通常行はれて居る貸借で土地家屋は云ふに及ばず、衣類時計、什器等何物にても其の目的となすことが出来る、之等のものを借主が貸主から借りて使用又は収益すると同時に、借主から其の賃料を拂ふのが貸借である、尤も金銭でなくとも品物を以て借賃とすることもある、土地の小作米の如きは即ち此の一例である、而して此の貸借の期間は二十ヶ年を超ゆることはならぬ（六〇四）、又未成年者、妻、準禁治産者の如き、無能力者又は権限の定めがない代理人其の他親族會の同意を得ない後見人等は左の期間を超へた貸借をなすことは出来ぬ、

- (イ) 樹木の栽植又は伐採を目的とする山林の貸借は十年、
- (ロ) イに掲げたる土地以外の土地の貸借は五ヶ年、
- (ハ) 建物の貸借は三ヶ年、
- (ニ) 動産の貸借は六ヶ月、

尤も以上の期間經過後之を更新することは構はなし（六〇三）、

貸借（貸借の意義）

貸借（貸借の効力、貸借の登記）

◎貸借の効力 貸主は其の目的物を修繕する外借主が其物の必要費を支出したるときは之を償還する義務がある、而して賃料を受取る権利がある、次に借主は其の目的物の用法に従ひて使用し収益することが出来るが、貸主の承諾が無ければ他に轉貸することが出来ぬ且又賃貸料の支拂を怠りてはならぬ、尤も土地の賃貸借即ち小作契約をなしたるとき、天災地變即ち風水害、旱魃等の爲めに其土地からの農作物が收れぬときは借賃の減額を請求することが出来るし、尙借賃より少き収益が二ヶ年以上繼續したるときは借主から賃貸借の約束を解除することが出来る（六二〇）。

◎貸借の登記 賃貸借の目的物が不動産であつた場合即ち借りた物が土地か家屋であつたとき、其借りたことを登記するときは物權の様に第三者に對抗し得るのである従て其土地の所有主が變つても其家屋の持主が代つても、其新な持主に對し依然として借主であると主張することが出来る。地震賣買があつても斯様に其賃貸借を登記して置けば安心である、所が實際賃貸借を登記する者が尠い、之を見込んで悪い奴が地震賣買をする、借主は對抗が出来ない結果如何ともすることが出来ず折角建てた家

屋を潰して立退くか、然らざれば不當な地代値上に應ぜねばならぬ羽目になる、法律は之を氣の毒と思つて、建物の所有を目的とする土地の賃借權に因つて、土地の賃借人が其土地の上に有する建物を登記して置いたときは、土地の賃貸借は登記せなくとも之を以て第三者に對抗することが出来るとした（四二四年四月法律四〇號）、斯く借地人の權利を保護したが、猶地上權に就いても右と同様で、地上權者が他人の土地の上に登記したる建物を有する場合は、地上權其れ自身は登記せずとも登記したも同一の權利があるのである。

◎土地賃借契約書

土地賃借契約書

府縣都市區町村番地職業

賃借人 氏

名

府縣都市區町村番地職業

賃借人 氏

名

右當事者間ニ於テ土地賃借ノ爲メ左ノ契約ヲ締結ス

第一條 賃借人某ハ其所有ニ係ル左記ノ土地ヲ賃借人某ニ賃貸シテ其ノ使用及ヒ収益ヲ爲サシムルコトヲ約シ賃

貸借（土地賃借契約書）

貸借（土地貸借契約書）

借人某ハ之ヲ貸借シ借賃ヲ支拂フベキコトヲ約セリ
府縣郡市區町村番地

一 田 何段何畝何歩

此地價金何圓也

第二條 貸賃人ハ土地ノ租稅其ノ他ノ公課ヲ負擔ス

第三條 借賃ハ一ヶ年金何圓トシ毎年拾貳月末日其ノ年分ヲ貸賃人ノ住所ニ於テ之ヲ支拂フヘシ

第四條 貸賃借ノ存續期間ハ此ノ貸賃借契約ヲ締結シタル日ヨリ滿二十ヶ年トス

第五條 各當事者ハ前條ノ期間内ト雖モ解約ヲ爲ス權利ヲ有ス但シ此場合ニ於テハ何々（米）ノ收穫季節後次ノ耕作ニ着手スル前ニ於テ解約ノ通知ヲナシ其ノ通知ニ因リテ貸賃借ハ終了スルモノトス

第六條 貸賃人ニ於テ二ヶ年（又ハ何ヶ年）以上借賃ノ支拂ヲ怠ルトキハ貸賃人ハ何時ニテモ土地ノ明渡ヲ請求スルコトヲ得但シ貸賃人ハ延滞ノ借賃ヲ支拂フ義務ヲ免ルコトヲ得ザルモノトス

第七條 貸賃人ハ土地返還ノ場合ニ於テ其ノ原狀ニ復スルコトヲ要ス

右契約ヲ證スル爲メ此證書ヲ作り各自署名捺印シ各其ノ一本ヲ保存スルモノ也

年月日

氏 名
氏 名

貸賃人には種々ありて田畠の外は或宅地を借る者、家屋を借りるものもある、而して

家屋の貸賃借等は一定の貸賃借書があるから之れに従ふが宜しい、次に動産（物品、器具）の貸賃借も之れと同一の文言に従ふのだから別に契約書の例を擧げない、併し貸賃借で登記する場合もあるから其の申請書を掲ぐ

◎ 賃借權設定登記申請書式

賃借權設定登記申請書

郡市區町村大字字番地

一 畑 何段何畝何歩

一 登記原因及び其日附 何年何月何日附賃賃借書

一 登記ノ目的 賃借權設定ノ登記

一 存續期間 何年何月何日ヨリ何年何月何日ニ至ル何ヶ年

一 借賃 壹ヶ月金何圓

一 借賃ノ支拂時期 毎月何日

一 土地ノ價格 金何圓

一 登録稅 金何圓

右登記相成度別紙賃賃借證書及び其ノ權利ニ關スル登記済證書相添へ此段申請候也

郡市區町村番地

賃借（賃借權設定登記申請書式）

貸借（貸借権消滅に付抹消登記申請書）

年月日

郡市區町村番地

貸借人 氏

名

貸借人 氏

名

區裁判所（出張所）御中

而して貸借契約の終了其他の事由によりて貸借権が消滅するときは、左の如き抹消の登記申請を爲すべきである。

◎貸借権消滅に付抹消登記申請書式

貸借権消滅ニ付抹消登記申請

郡市區町村大字字番地

一畑

何段何畝何歩

一登記原因及び其日附

何年何月何日貸借権存続期間満了

一登記ノ目的

何年何月何日申請登記第何號貸借権設定登記ノ抹消

一登録税

金何圓何拾錢

右登記相成度別紙何某ノ権利ニ關スル登記濟證相添へ此段申請候也

府縣郡市區町村番地

年月日

貸借人 氏

名

府縣郡市區町村番地

貸借人 氏

名

區裁判所（出張所）御中

因みに貸借契約に於て特に約したるか又は貸借人の承諾があるときは、貸借人は更に他人に轉貸することが出来る、而して此の場合に於ける轉貸登記申請には貸借人の承諾書を添付せねばならぬ。

◎貸借の終了 する場合は存続期限の満了したるときであるが、此の外存続期間

の定めが無いときは相互に解約の申込を爲すことが出来る、併し土地に付ては一ヶ年建物に付ては三ヶ月前に申入れせねばならぬ、但し貸席及び器具、衣服等の動産類は其前日に申入れれば宜しく、耕作地に付ては既に述べた通り其季節後、次の耕作に着手する迄の間に於て申入を爲さねばならぬ（民六）。

◎貸借解約申入書式

貸借解約申入書

何年何月何日貴殿ト締結致候何府縣何郡市區町村何番地土地（家屋）何々ノ貸借契約ニ於テ其ノ期間ヲ定メザ

貸借（貸借の終了、貸借権解約申入書式）

貸借（賃借物修繕必要の通知書）

リシ處指者ニ於テ都合有之候ニヨリ民法第六百十七條ノ規定ニ基キ解約ヲ申入候也
府縣郡市區町村番地職業

府縣郡市區町村字番地職業

賃借人 名 氏殿

（賃借人） 氏

名

而して期間を定めて置くも賃借人が破産の宣告を受けたときは解約を申入れることが出来る、其他解約の條件あれば其條件發生と同時に期間中でも解約することが出来るのである。次に賃借物修繕の必要ある時は賃借人から左の通知を發することを忘れてはならぬ（民六）。

◎賃借物修繕必要の通知書式

賃借物修繕必要ノ通知書

貴殿ヨリ賃借致居候何府縣何郡市區町村大字何何番地所在二階建居宅一昨夜ノ暴雨ニ因リ東南部一面ノ壁剝落致シ候右ハ最モ至急ヲ要スル次第ニ付キ早速御修繕相成度民法第六百十五條第一項ニ依リ此段及御通知候也
府縣郡市區町村字番地職業

年月日

賃借人 氏

名

府縣郡市區町村字番地職業

賃借人 氏 名殿

雇傭請負及委任

◎雇傭の意義

雇傭は當事者の一方が勞務に服し當事者の一方が之に報酬を與ふるを約するによりて成立つのである（民六）、農家の奴婢、工業家の技師以下の勞務者、商店の丁稚、番頭が其主人たる雇主との間になす勞務は皆此の雇傭契約に基づくのである、其報酬は強ち金錢のみに限らぬ、而して勞務者は其契約に因りて定められたる勞務に服し決して他人を代用することが出来ぬ（民六）、又使用者たる雇主は勞務者に報酬を給付する義務がある、而して其給付すべき時期は通例其勞務が終はりたる後に支拂ふ（民六）、此の雇傭契約は慣習上當事者に於て締結せざるも新聞雜誌社を始め各銀行、會社、商店に勤務する者は皆一種の雇傭關係に於て、或る勞務に服し其報酬として月給又は手當を貰ふて居るのである、地方に於ける小作奉公（作男）に付ては各地方によりて定められた約束書があるから左に工業に従事する者の雇傭契約を掲ぐる。

雇傭請負及委任（雇傭の意義）